

野々市町次期総合計画

基本計画 (案)

注) この基本計画(案)には「本市」「市民」等の表現や、未確定のため朱書きしている部分があります。

これらは、本計画書を市制施行後の計画案として策定作業を進めていること、これからの動向を注視する必要がある項目でありますことについてご了承をお願いいたします。

なお、19頁以降の各施策のうち、成果指標の「現状値」は「平成22年度実績値」、「目標値」については、「平成33年度目標値」としております。

また、この基本計画(案)は、平成23年度から平成28年度までの前期基本計画として策定することを想定しており、平成29年度から平成33年度までの後期基本計画については、この前期基本計画の進捗を踏まえて、平成28年度から改めて策定作業を行うことを想定しております。

この基本計画(案)は、策定途中の原案であり、表現手法や表現方法については、読みやすく、親しみやすい計画書とするために、検討を継続しているところであり、申し添えます。

平成23年7月

目次

第3章 基本計画	1
第1節 基本計画の実施にあたって	2
第2節 施策の大綱	5
第3節 重点プロジェクト	7
I. 市民が主役のまちづくりプロジェクト	8
II. 地域資源の創出プロジェクト	10
III. 集いとにぎわい創出プロジェクト	12
第4節 前期基本計画	17
1 一人ひとりが担い手のまち【市民生活】	19
施策1 市民協働のまちづくり	20
施策2 ふるさと意識の醸成と愛着心の向上	26
施策3 多文化共生と国際・国内交流の充実	27
施策4 思いやりのまちづくり	30
2 生涯健康 心のかよう福祉のまち【福祉・保健・医療】	33
施策1 地域福祉社会の創造	34
施策2 健康づくりの推進	36
施策3 高齢者と障害のある方の福祉の推進	38
施策4 子育て支援の推進	42
3 安心とぬくもりを感じるまち【安全安心】	46
施策1 防災対策の充実	47
施策2 消防と救急体制の充実	49
施策3 交通安全対策の強化	51
施策4 防犯対策の強化	52
施策5 消費者の利益の擁護	53

4	環境について考える人が住むまち【環境】	55
施策1	環境負荷の少ない社会の構築	56
施策2	生活環境の保全	61
施策3	環境の保全のために行動するひとづくり	64
5	みんながキャンパスライフを楽しむまち【生涯学習・教育】	65
施策1	知・徳・体のバランスが取れた教育の充実	66
施策2	家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり	69
施策3	生涯学習社会の充実	73
施策4	文化・スポーツ活動の充実	75
施策5	文化の継承と創造と担い手の育成	77
6	野々市産の活気あふれるまち【産業振興】	79
施策1	商工業の活性化	80
施策2	農業の活性化	83
施策3	勤労者福祉の充実	85
施策4	観光資源の発掘	86
7	くらし充実 快適がゆきとどくまち【都市基盤】	88
施策1	魅力ある街並み形成と住環境整備	89
施策2	交通の円滑化と公共交通網の充実	93
施策3	雨水排水対策の充実	86
施策4	循環する水資源の適正利用	97
8	住み続けたい！をみんなの声でつくるまち【行財政運営】	100
施策1	開かれた市政の推進	101
施策2	人材育成の推進	107
施策3	安定した行財政運営の推進	109

第3章 基本計画

第1節 基本計画の実施にあたって

本市は、将来都市像に込められている“住んでみたい”、“住み続けたい”と考えてもらえるまちの実現を目指し、重点プロジェクト^{*66}の推進とともに「公共の経営」「市民協働^{*16}のまちづくり」そして「野々市ブランドの確立」という3つの考え方を基に、基本計画の推進に取り組みます。

公共の経営とは、民間企業が行う経営手法を参考として、本市がすでに持っている地域資源（ヒト、モノ、情報、歴史、自然など）を充実し、また、静かにその出番を待っている地域資源を探し当て、その地域資源を、市民、さまざまな組織や団体、企業、行政のそれぞれが広く地域において活用することにより、本市で生活する市民が満足を得るための活動を行うことと考えます。

このためには、本市のあるべき姿、目指すべき姿を明らかにし、その達成のためのシナリオを設定する必要があります。総合計画はその役割を担っています。

本市は「市民満足度の最大化」を目指し“成果主義”、“顧客（市民）主義”、“市場主義”といった公共経営を実践していきます。

市民協働^{*16}のまちづくりは、決して、行政が行うべき行政サービスを市民の皆さんに担っていただき、まちづくりを進めようという考え方ではありません。

私たちが快適に生活するためには、それぞれの地域に必要な公共サービスを、市民や行政、そしてさまざまな組織や団体が、お互いの違いを認め、互いに尊重しあって対等な関係に立ち、それぞれが持つ知恵を持ち寄り、友好的な協力関係を深め、責任と役割を分担し、協力して地域の課題解決に取り組み“市民みんなでまちをつくる”という考え方が必要です。

協働や市民協働という言葉は、耳慣れない言葉かもしれません。

協働と言われても何をすればいいのか分からず、難しそうなイメージがあるかもしれません。

しかし、市民協働は、町内会活動や自主防災組織^{*37}などでの活動、地域のお祭りに参加することなどの延長線上にあるものです。

市民と行政の協力のもと、魅力あるまちづくりを推進するための取り組みであり、私たちが普段から実践していること、それが市民協働の基本なのです。

野々市ブランドの確立とは、野々市だけが持つ特性を探し出し、他の自治体との差別化を図ることで地域資源を誘引し、本市の競争力を高めようとするものです。

市制の施行も、野々市ブランドの確立と言えるかもしれません。

野々市ブランドの確立は手段であり、目的ではありません。

本市の競争力を高めるため、野々市をブランド化するという手段を用いて地域資源を獲

得し、また、市民や企業などに本市に愛着や誇りを持ってもらうことで、市民や企業などの流出阻止につなげることが野々市ブランド確立の目的です。

ブランドとは、たとえ高価であってもその商品を持ちたいという意欲や、あこがれの対象、あるいは、従来なかったものに値打ちを定めることと考えます。

本市のブランドとは、他の自治体との差別化による地域経済の活性化と、本市の主体性確立による市民満足度の向上であると言えるでしょう。

本市を改めて見つめ直し、自画像を描く取り組みと言えるかも知れません。

また、都市のブランド化は、差別化を図るための戦略的なまちづくりであり、自分たちのまちをいかにアピールするかという戦略的な広報活動の取り組みともいえます。

ブランドという特徴のない都市は、空洞化を避けることができません。

まちづくりの戦略が都市の明暗を分ける時代が訪れたと言っても過言ではないでしょう。

地方分権が推進される中、それぞれの自治体において、その自治体の特性に応じた施策を展開することにより地域間競争がますます激しくなる中で、本市に“住んでみたい”、“住み続けたい”と思ってもらえるまちとなるには「野々市らしさの追求」が欠かせません。

今日まで育まれてきた本市独自の文化を軸としたまちづくりを継承し、発展させ、本市の個性と魅力を確認しながら、本市の特性である「野々市らしさ」を取り入れた施策を全面的に展開します。

第2節 施策の大綱

政策1 一人ひとりが担い手のまち【市民生活】

- 施策1 市民協働のまちづくり
 - 1 市民協働の意識醸成
 - 2 市民参加の仕組みづくり
 - 3 まちづくり活動の支援
 - 4 コミュニティ活動の活性化
 - 5 大学連携の推進と地域参加
 - 6 ユビキタスネットワーク社会の実現
- 施策2 ふるさと意識の醸成と愛着心の向上
 - 1 伝統行事の後継者育成
- 施策3 多文化共生と国際・国内交流の充実
 - 1 多文化共生の推進
 - 2 児童生徒の異文化体験
 - 3 国際交流と国内交流の充実
- 施策4 思いやりのまちづくり
 - 1 男女共同参画の意識づくり
 - 2 人権意識の高揚
 - 3 平和意識の向上

政策2 生涯健康 心のかよう福祉のまち【福祉・保健・医療】

- 施策1 地域福祉社会の創造
 - 1 ともに支え合う地域福祉社会づくり
 - 2 みんなで支え合う社会保障制度の推進
- 施策2 健康づくりの推進
 - 1 こころとからだの健康づくり
 - 2 良質な地域医療の提供
- 施策3 高齢者と障害のある方の福祉の推進
 - 1 高齢者への生活支援
 - 2 安心して暮らせる高齢社会
 - 3 いきいきとした高齢期の実現
 - 4 障害のある方の生活支援
- 施策4 子育て支援の推進
 - 1 子どもを産み育てやすい環境づくり
 - 2 子育て支援体制づくり
 - 3 子どもの人権の尊重
 - 4 子育てを楽しみ喜べる社会づくり

政策3 安心とぬくもりを感じるまち【安全安心】

- 施策1 防災対策の充実
 - 1 地域防災力の強化
 - 2 公共施設と住宅の耐震化促進
- 施策2 消防と救急体制の充実
 - 1 地域消防の強化
 - 2 避難場所、防災用備蓄の充実
- 施策3 交通安全対策の強化
 - 1 交通安全対策の強化
- 施策4 防犯対策の強化
 - 1 防犯対策の強化
- 施策5 消費者の利益の擁護
 - 1 消費者の安全安心の確保
 - 2 消費者教育の充実

政策4 環境について考える人が住むまち【環境】

- 施策1 環境負荷の少ない社会の構築
 - 1 環境の保全の推進
 - 2 地球温暖化対策の推進
 - 3 自然環境の保全
 - 4 ごみ減量、資源リサイクルの推進
 - 5 廃棄物の適正処理
- 施策2 生活環境の保全
 - 1 快適な生活環境の確保
 - 2 持続的な地下水の保全と利用の調和
 - 3 墓地の確保
- 施策3 環境の保全のために行動するひとづくり
 - 1 環境教育の充実

政策5 みんながキャンパスライフを楽しむまち【生涯学習・教育】

- 施策1 知・徳・体のバランスが取れた教育の充実
 - 1 確かな学力をはぐくむ教育の推進
 - 2 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進
 - 3 健やかな体をはぐくむ教育の推進
- 施策2 家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり
 - 1 地域に根ざした学校づくり
 - 2 時代の変化に適合した学校環境づくり
 - 3 青少年の健全育成
 - 4 学び、支え合う地域社会づくり
- 施策3 生涯学習社会の充実
 - 1 社会教育の充実
 - 2 生涯スポーツの普及と振興
- 施策4 文化・スポーツ活動の充実
 - 1 市民文化・市民芸術の活性化
 - 2 スポーツ団体の育成
- 施策5 文化の継承と創造と担い手の育成
 - 1 文化財と文化資産の活用
 - 2 ののいちの歴史再発見

政策6 野々市産の活気あふれるまち【産業振興】

- 施策1 商工業の活性化
 - 1 地域資源を活かした産業の活性化
 - 2 経営体質、基盤の強化と起業化支援
 - 3 北陸新幹線開業に伴う商工業の活性化
- 施策2 農業の活性化
 - 1 魅力ある農産物の生産と地産地消の推進
 - 2 各種関係団体との連携による農業振興
- 施策3 勤労者福祉の充実
 - 1 就労環境の推進と余暇活動の支援
- 施策4 観光資源の発掘
 - 1 ののいちの魅力創造と発信
 - 2 賑わいの創出と交流人口の拡大

政策7 暮らし充実 快適がゆきとどくまち【都市基盤】

- 施策1 魅力ある街並み形成と住環境整備
 - 1 良好な市街地環境の創出
 - 2 居住水準の向上と定住都市の実現
 - 3 魅力ある街並みづくりの推進
 - 4 憩いと安心に満ちた緑の空間づくり
- 施策2 交通の円滑化と公共交通網の充実
 - 1 便利で快適な道路網の整備
 - 2 雪対策の充実
 - 3 地域公共交通の利便性向上
- 施策3 雨水排水対策の充実
 - 1 雨水排水対策の充実
- 施策4 循環する水資源の適正利用
 - 1 安全で安定した水の供給
 - 2 衛生的で快適な下水道の整備
 - 3 水道事業と公共下水道事業経営基盤の強化

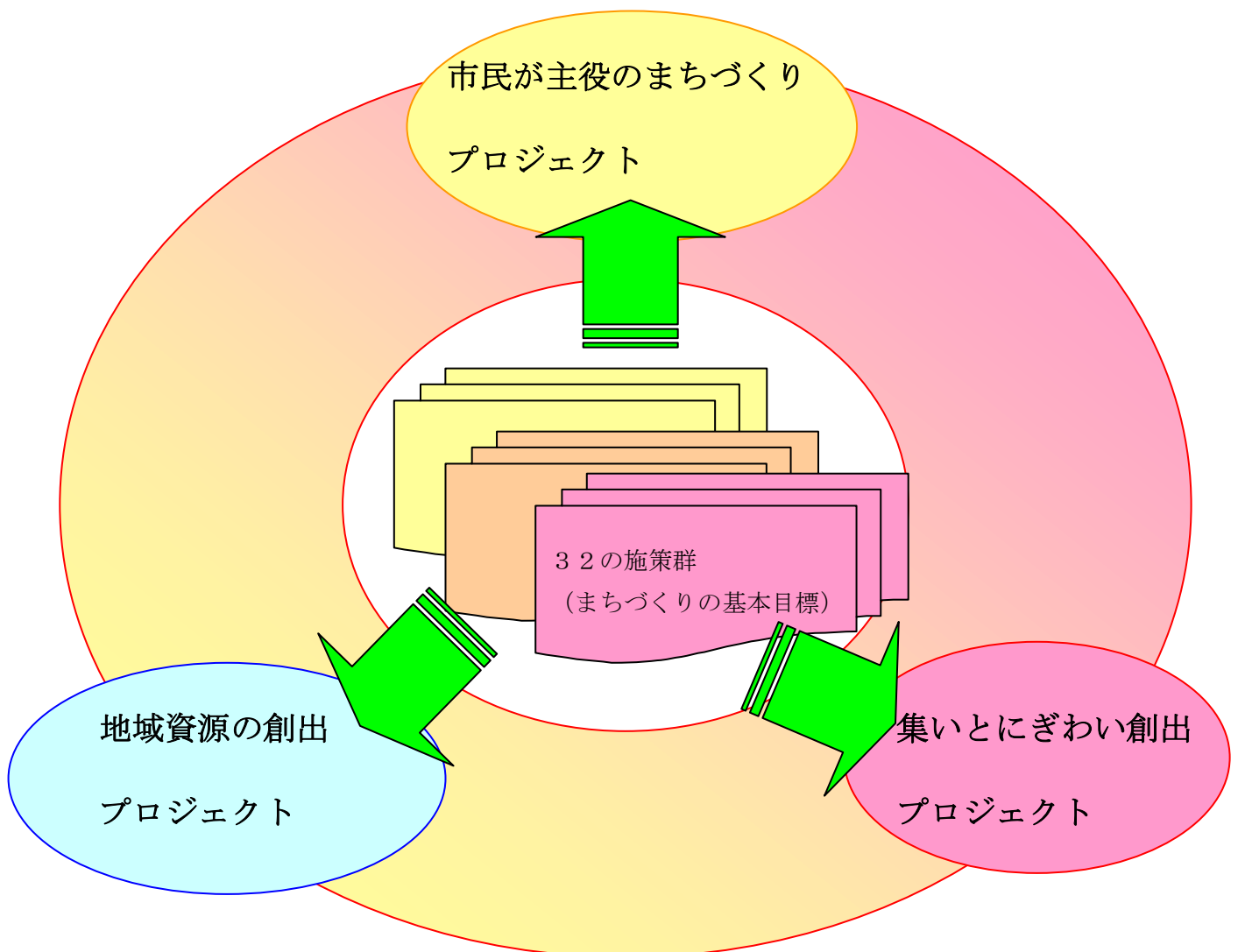
政策8 住み続けたい！をみんなの声でつくるまち【行財政運営】

- 施策1 開かれた市政の推進
 - 1 広域行政サービスの拡充
 - 2 窓口サービスの向上
 - 3 親しみのある広報広聴活動
 - 4 積極的な情報提供
 - 5 コンプライアンスの徹底
 - 6 時代に応じた行政機構づくり
- 施策2 人材育成の推進
 - 1 人材育成を目的とした人事システム
 - 2 優秀な人材の確保と育成
- 施策3 安定した行財政運営の推進
 - 1 財源の確保
 - 2 安定した財政運営の推進
 - 3 行政情報化の充実
 - 4 教育委員会施策の推進と評価
 - 5 行政改革の推進
 - 6 総合計画の進行管理

第3節 重点プロジェクト

基本構想に掲げる将来都市像「人の和で 椿十徳 生きるまち」を実現するための原動力として、次の3つを重点プロジェクト^{※66}として定め、関連する施策について重点的、戦略的に取り組みます。

重点プロジェクトを実現するために、主体となるべき各分野、各部門が横断的に連携して取り組み、また、当初から予定する取り組みを実行するだけでなく、重点プロジェクトの趣旨に沿った新たな取り組みや事務事業、活動などを含めて進めるものとし、32の施策群（まちづくりの基本目標）と88の施策方針を牽引し、計画全体の着実な実行を先導します。



I. 市民が主役のまちづくりプロジェクト

A 市民協働のまちづくり

市民、町内会、各種団体、企業、行政、それぞれが、お互いの役割を認識し、協力し合う市民協働^{*16}のまちづくりの実現に向けて、講演会などを通じて意識の向上を図るとともに、これからのまちづくりについてや、自分たちができることなどについてみんなで検討し、市民が身近に感じられる「まちづくり基本条例^{*69}」を制定します。

市民と考えるまちづくり



- 関連施策
- | | | | |
|-------|-------------|-------|------------------------------|
| 1-1-1 | 市民協働の意識醸成 | 1-1-3 | まちづくり活動の支援 |
| 1-1-2 | 市民参加の仕組みづくり | 1-1-4 | コミュニティ ^{*24} 活動の活性化 |

B 地域ネットワークの強化

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、また、お互いにそれぞれの生き方を尊重し、支え合い、助け合う心豊かな地域を構築するため、市民が持つ豊富な知識と経験を活かすことのできる環境を提供するとともに、緊急時・災害時、地域福祉社会の到来を見据え地域ネットワークの強化を推進します。

まちづくり活動の推進



- 関連施策
- | | | | |
|-------|------------------|-------|-------------|
| 2-1-1 | ともに支え合う地域福祉社会づくり | 3-3-1 | 交通安全対策の強化 |
| 3-1-1 | 地域防災力の強化 | 3-4-1 | 防犯対策の強化 |
| 3-2-1 | 地域消防の強化 | 3-5-1 | 消費者の安全安心の確保 |

C 誇りと愛着を持つひとづくり

子どもたちには、本市が有する身近な歴史文化に触れる機会を充実し、全国から集まる大学生や新たな市民には、本市の持つ魅力を伝え、本市を良く知る市民には、その知識を多くの方に伝えることにより、すべての市民が本市に愛着と誇りを持つことができる気運を育みます。

誇りと愛着の醸成



- 関連施策
- | | | | |
|-------|---------------|-------|-------------|
| 1-2-1 | 伝統行事の後継者育成 | 5-5-1 | 文化財と文化資産の活用 |
| 5-2-1 | 地域に根ざした学校づくり | 5-5-2 | ののいちの歴史再発見 |
| 5-4-1 | 市民文化・市民芸術の活性化 | | |

重点プロジェクト I

●年齢層に応じた関連施策

	乳幼児	児童・生徒	青壮年	中高年	高齢者
A 市民協働のまちづくり		1-1-1 市民協働の意識醸成	1-1-3 まちづくり活動の支援	1-1-4 コミュニティ活動の活性化	
B 地域ネットワークの強化			2-1-1 ともに支え合う地域福祉社会づくり	3-1-1 地域防災力の強化	
			3-3-1 交通安全対策の強化	3-5-1 消費者の安全安心の確保	
C 誇りと愛着を持つひとづくり			1-2-1 伝統行事の後継者育成	5-2-1 地域に根ざした学校づくり	5-4-1 市民文化・市民芸術の活性化
				5-5-1 文化財と文化資産の活用	

●地域の用途に応じた関連施策

	住宅地	商業業務地区	沿道サービス地区	工業業務地区	農業地区	歴史文化地区
A 市民協働のまちづくり	●	1-1-4 コミュニティ活動の活性化				
B 地域ネットワークの強化		3-2-1 地域消防の強化				
		3-4-1 防犯対策の強化				
C 誇りと愛着を持つひとづくり			5-5-1 文化財と文化資産の活用			●
			5-5-2 ののいちの歴史再発見			●

II. 地域資源の創出プロジェクト

A 知的資源の地域への還元

地域に埋もれている本市の個性、独自性、魅力などの資源を再発見し、市民が地域に愛着を持ち、住みたくなるまちづくりを推進します。

また、再発見した地域資源を最大限に発揮するため、市民への周知と交流の機会を拡大します。

さらに、地域課題の解決に向けて大学生が考えるまちづくりの企画提案のうち、高い効果が期待できるとされる企画提案に対し、事業化に向けた支援を行います。

地域の資源の再発掘



□関連施策

1-1-5 大学連携の推進と地域参加

6-4-1 ののいちの魅力創造と発信

5-5-2 ののいちの歴史再発見

6-4-2 賑わいの創出と交流人口の拡大

B 産学官^{*31}連携による新産業の創造

大学が持つ知識と資源をさらに発展させることができる研究開発拠点を整備し、新たな地域資源の創出や事業化への期待が高い産学官^{*31}連携の共同研究プロジェクト^{*66}への支援を行います。

大学を核とした地域活性化



□関連施策

6-1-1 地域資源を活かした産業の活性化

6-1-3 北陸新幹線開業に伴う商工業の活性化

6-1-2 経営体質、基盤の強化と起業化支援

7-1-1 良好な市街地環境の創出

C 趣のあるまちなみの整備と保全

歴史的な建造物が集まる旧北国街道沿いの地域などにおいて、趣のある良好な風景や記憶の継承という観点から、その保存や活用を通じて市民がまちに対する愛着を持ち、より多くの人にそれらの価値を伝え、楽しい発見のあるまちをつくります。

趣きある風景の保全と街なみ形成



□関連施策

1-2-1 伝統行事の後継者育成

4-2-1 快適な生活環境の確保

4-1-1 環境の保全の推進

7-1-3 魅力ある街並みづくりの推進

4-1-3 自然環境の保全

重点プロジェクトⅡ

●年齢層に応じた関連施策

	乳幼児	児童・生徒	青壮年	中高年	高齢者
A 知的資源の地域への還元			1-1-5 大学連携の推進と地域参加		
	6-4-1 ののいちの魅力創造と発信				
			6-4-2 賑わいの創出と交流人口の拡大		
B 産学官連携による新産業の創造	6-1-1 地域資源を活かした産業の活性化				
C 趣のあるまちなみの整備と保全			1-2-1 伝統行事の後継者育成		
			4-1-3 自然環境の保全		

●地域の用途に応じた関連施策

	住宅地	商業業務地区	沿道サービス地区	工業業務地区	農業地区	歴史文化地区
A 知的資源の地域への還元			5-5-2 ののいちの歴史再発見			
B 産学官連携による新産業の創造	6-1-1 地域資源を活かした産業の活性化					
	6-1-2 経営体質、基盤の強化と起業化支援					
	6-1-3 北陸新幹線開業に伴う商工業の活性化					
	7-1-1 良好な市街地環境の創出					
C 趣のあるまちなみの整備と保全		4-2-1 快適な生活環境の確保				
		7-1-3 魅力ある街並みづくりの推進				

Ⅲ. 集いとにぎわい創出プロジェクト

A 人や物の集いとにぎわいの創出

野々市の名称の由来でもある「市（いち）」のようにヒトとモノ、そして知識や情報の集いとにぎわいを創出します。

また、住む人にとって魅力的な街なみ整備や回廊づくりによる求心力の向上を図り、人が集い、にぎわう環境を創出します。

さらに、住宅の耐震改修、若い世代等の戸建住宅取得に対する支援など、誰もがライフスタイル⁷⁵や地域状況に応じて、安心して住むことのできる住環境づくりを促進します。

集いとにぎわい創出



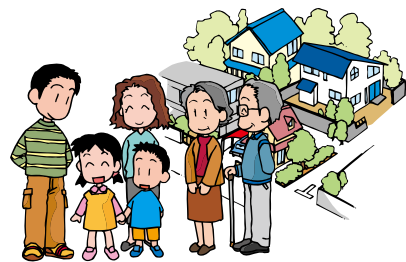
□関連施策

3-1-2	公共施設と住宅の耐震化促進	6-4-1	ののいちの魅力創造と発信
6-2-1	魅力ある農産物の生産と活性化	7-1-1	良好な市街地環境の創出
6-3-1	就労環境の推進と余暇活動の支援	7-1-3	魅力ある街並みづくりの推進

B 住み続けたい環境の創出

生涯にわたってお年寄りから子どもたちまで一緒に楽しく過ごせるまちを目指し、生涯学習、生涯スポーツ、健康増進に向けた豊富なメニューをつくるとともに、多様な子育て支援サービスと仕事と家庭の両立支援の推進など、定住化を促進します。

定住の促進



□関連施策

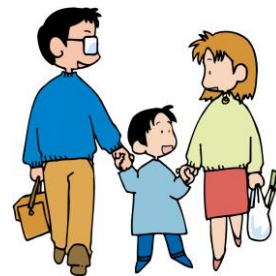
2-2-1	こころとからだの健康づくり	2-4-1	子どもを産み育てやすい環境づくり
2-3-1	高齢者への生活支援	4-2-3	墓地の確保
2-3-3	いきいきとした高齢期の実現	6-3-1	就労環境の推進と余暇活動の支援

C 人にやさしい生活環境づくり

主要な生活関連施設を繋ぐ公共交通環境を充実させ、市民の外出や移動を支援するとともに、誰もが安全で安心して歩くことができる、人にやさしい生活環境を創出します。

まちの中を歩くことで、新たな発見があったり、健康づくりのための一助ともなります。

歩いて暮らせる環境づくり



□関連施策

2-2-1	こころとからだの健康づくり	5-5-2	ののいちの歴史再発見
3-3-1	交通安全対策の強化	7-2-3	地域公共交通の利便性向上
4-1-2	地球温暖化対策の推進		

重点プロジェクトⅢ

●年齢層に応じた関連施策

	乳幼児	児童・生徒	青壮年	中高年	高齢者
A 人や物の集いとにぎわいの創出			6-4-1 ののいちの魅力創造と発信		
B 住みたい環境の創出	2-2-1 こころとからだの健康づくり				
					2-3-1 高齢者への生活支援
					2-3-3 いきいきとした高齢期の実現
	2-4-1 子どもを産み育てやすい環境づくり				
	6-3-1 就労環境の推進と余暇活動の支援				
C 人にやさしい生活環境づくり			2-2-1 こころとからだの健康づくり		

●地域の用途に応じた関連施策

	住宅地	商業業務地区	沿道サービス地区	工業業務地区	農業地区	歴史文化地区
A 人や物の集いとにぎわいの創出	3-1-2 公共施設と住宅の耐震化促進					
	6-2-1 魅力ある農産物の生産と活性化					
	6-3-1 就労環境の推進と余暇活動の支援					
	7-1-1 良好な市街地環境の創出					
					7-1-3 魅力ある街並みづくりの推進	
B 住みたい環境の創出	4-2-3 墓地の確保					
C 人にやさしい生活環境づくり	3-3-1 交通安全対策の強化など					
	4-1-2 地球温暖化対策の推進					
					5-5-2 ののいちの歴史再発見	
	7-2-3 地域公共交通の利便性向上					

重点プロジェクトと施策と関係図

		政策1 一人ひとりが担 い手のまち 【市民生活】	政策2 生涯健康 心のか よう福祉のまち 【福祉・保健・医療】	政策3 安心とぬくもり を感じるまち 【安全安心】	政策4 環境について考 える人が住むまち 【環境】	政策5 みんながキャンパ スライフを楽しむ まち 【生涯学習・教育】	政策6 野々市産の活気 あふれるまち 【産業振興】	政策7 くらし充実 快適 がゆきとどくまち 【都市基盤】	政策8 住み続けたい！ をみんなの声でつ くるまち 【行財政運営】
I. 市民が主役 のまちづく りプロジェ クト	A 市民協働のまちづく り	1-1-1 市民協働の意識醸 成 1-1-2 市民参加の仕組み づくり 1-1-3 まちづくり活動の 支援 1-1-4 コミュニティ活動 の活性化							
	B 地域ネットワークの 強化		2-1-1 ともに支え合う地 域福祉社会づくり	3-1-1 地域防災力の強化 3-2-1 地域消防の強化 3-3-1 交通安全対策の強 化 3-4-1 防犯対策の強化 3-5-1 消費者の安全安心 の確保	政策1から政策3と、政策5を横断的に連携して実現を目指します				
	C 誇りと愛着を持つひ とづくり	1-2-1 伝統行事の後継者 育成				5-2-1 地域に根ざした学 校づくり 5-4-1 市民文化・市民芸術 の活性化 5-5-1 文化財と文化資産 の活用 5-5-2 ののいちの歴史再 発見			
II. 地域資源の 創出プロジ ェクト	A 知的資源の地域への 還元	1-1-5 大学連携の推進と 地域参加				5-5-2 ののいちの歴史再 発見	6-4-1 ののいちの魅力創 造と発信 6-4-2 賑わいの創出と交 流人口の拡大		
	B 産学官連携による新 産業の創造		政策1と、政策4から政策7を横断的に連携して実現を目指します					6-1-1 地域資源を活かし た産業の活性化 6-1-2 経営体質、基盤の強 化と起業化支援 6-1-3 北陸新幹線開業に 伴う商工業の活性 化	7-1-1 良好な市街地環境 の創出
	C 趣のあるまちなみの 整備と保全	1-2-1 伝統行事の後継者 育成			4-1-1 環境の保全の推進 4-1-3 自然環境の保全 4-2-1 快適な生活環境の 確保			7-1-3 魅力ある街並みづ くりの推進	
III. 集いとにぎ わい創出プ ロジェクト	A 人や物の集いとにぎ わいの創出			3-1-2 公共施設と住宅の 耐震化促進			6-2-1 魅力ある農産物の 生産と活性化 6-3-1 就労環境の推進と 余暇活動の支援 6-4-1 ののいちの魅力創 造と発信	7-1-1 良好な市街地環境 の創出 7-1-3 魅力ある街並みづ くりの推進	
	B 住み続けたい環境の 創出		2-2-1 こころとからだの 健康づくり 2-3-1 高齢者への生活支 援 2-3-3 いきいきとした高 齢期の実現 2-4-1 子どもを産み育て やすい環境づくり		4-2-3 墓地の確保		6-3-1 就労環境の推進と 余暇活動の支援		
	C 人にやさしい生活環 境づくり		2-2-1 こころとからだの 健康づくり	3-3-1 交通安全対策の強 化	4-1-2 地球温暖化対策の 推進	5-5-2 ののいちの歴史再 発見		7-2-3 地域公共交通の利 便性向上	

政策2から政策7を横断的に連携して実現を目指します

第4節 前期基本計画【平成24年度（2012）～平成28年度（2016）】

前期基本計画の見方

政策の名称です

施策の名称です

施策のより具体的な名称です

政策 ●：一人ひとりが担い手のまち

施策 1 ●：市民協働のまちづくり

1：市民協働の意識醸成

重点プロジェクト

I-A関連施策

基本方針

重点プロジェクトに関連する施策です

すべての市民が地域に誇りと愛着を持ち、“自分たちのまちは自分たちがつくる”という力強い考えのもと、まちづくりの担い手として、

また、地域のために行動する考え、必要な知識などを学ぶことができ

この施策を実施するにあたっての考え方と、この施策が目指す10年後の野々市市の姿です

活動分野について、

施策をとりまく環境

社会経済の成熟化に伴い、市民のライフスタイル^{※75}や価値観が大きく変化し、公共サービスのあり方にも変化が生じています。

市民、町内会や企業、NPO^{※1}などの団体と協力してまちづくりを行うことにより、本市が住みたいと思う地域がつくられます。

この施策を実現するために解決すべき課題や現状を示しています

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市民主体のまちづくりに関心のある市民の割合				この施策の達成状況計る指標（モノサシ）です 現状値は平成22年度の実績値、目標値は平成33年度です

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画						
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
まちづくり意見交換会などの開催														
市民協働 ^{※16} 推進セミナーなどの開催														
市の施策・事業などの紹介コーナー設置														

この施策を達成するために行う、主要な事業と、その事業を行う期間、また、この施策や事業をより具体的に説明している分野別計画などの名称です

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

（仮称）市民協働推進指針（平成25年度策定予定）

市民協働への取り組み

市民協働推進セミナーや市民同士や市民と行政域行事や環境美化活動への参加や、選挙で市長をり上げると意識を育みます。

この施策を展開するにあたって、どのように市民協働に取り組んでいくのかを示しています

◆ この基本計画のうち「基本方針」の語尾の表現は、次の考え方に基づいて表記しています。

○ **～推進します。 ～進めます。 ～図ります。**

行政が主体となって積極的に実施、または取り組んでいくもの

○ **～促進します。 ～促します。 ～支援します。**

市民や事業者、各種団体と行政が共に力を合わせて施策を行うため、行政が支援し、呼びかけ、または働きかけを行っていくもの

○ **～努めます。 ～目指します。**

施策の実現には相応の時間が必要ですが、施策の達成に向けて継続的に取り組んでいくもの

○ **～検討します。**

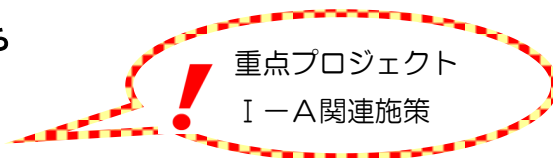
施策の実現に向けて、実施主体や具体策の協議・調整・検討を要するもの

1 一人ひとりが担い手のまち【市民生活】

政策 1：一人ひとりが担い手のまち

施策 1：市民協働のまちづくり

1：市民協働の意識醸成



基本方針

すべての市民が地域に誇りと愛着を持ち、“自分たちのまちは自分たちがつくる”という力強い考えのもと、まちづくりの担い手として自立した市民意識の醸成を推進します。

また、地域のために行動する考えを育むとともに、市民が関心を持つまちづくりの活動分野について、必要な知識などを学ぶことができる機会の充実を図ります。

施策をとりまく環境

社会経済の成熟化に伴い、市民のライフスタイル^{*75}や価値観が大きく変化し、公共サービスのあり方にも変化が生じています。

市民、町内会や企業、NPO^{*1}などの団体や行政など公共サービスの担い手が、共に手を取り合い、協力してまちづくりを行うことにより、本市が持っている個性や独自性、そして魅力があふれ、誰もが住みたいと思う地域がつくられます。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市民主体のまちづくりに関心のある市民の割合	%	44.6	60	市民主体のまちづくりに関心のある市民の割合（市民意識調査）

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
まちづくり意見交換会などの開催													
市民協働 ^{*16} 推進セミナーなどの開催													
市の施策・事業などの紹介コーナー設置													

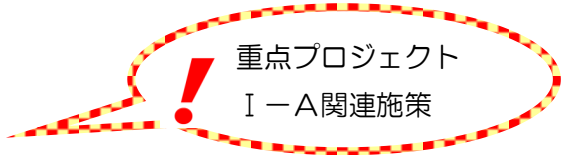
○分野別計画（策定予定の計画を含む）

（仮称）市民協働推進指針（平成25年度策定予定）

市民協働への取り組み

市民協働推進セミナーや市民同士や市民と行政によるまちづくり意見交換会などの開催を通じて、地域行事や環境美化活動への参加や、選挙で市長や議員を選ぶなど、自分たちの住む地域を自分たちで創り上げるという意識を育みます。

政策 1：一人ひとりが担い手のまち
施策 1：市民協働のまちづくり
2：市民参加の仕組みづくり



基本方針

多くの市民がまちづくりの担い手として連携・協力し、市民活動としてまちづくりに取り組みやすい仕組みを検討、整備し、市民協働^{*16}のまちづくりを推進します。

市役所内においては、全庁的な市民協働の推進、関係機関との連携強化を推進し、組織体制を整備するとともに、市民協働推進指針の策定を図ります。

また、市民参加や協働によるまちづくりを推進するための条例など整備について検討します。

市では、さまざまな施策について計画を策定しますが、その計画づくりには企画段階から市民の皆様からの意見や提案を反映できる仕組みを整え、ともに考え、作り上げる体制の構築を推進します。

施策をとりまく環境

地域コミュニティ^{*24}や市民の連帯感の希薄化が進む中、私たちは、自分たちの住む地域に誇りと愛着を持ってまちづくりに取り組む必要があります。

すべての市民が目指すべきまちづくりの目標を共有し、同じ方向へ向かって、住みよいまちを創り上げるため、すべての市民が共有する目指すべき指針と理念を定める必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市民協働の市政運営の施策に対する市民満足度	%	—	60	市民協働の市制運営の施策に不満を持っていない市民の割合（市民意識調査）
まちづくり基本条例 ^{*69} の制定	%	—	100	制定の進捗率

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
市民協働推進指針の策定													
まちづくり基本条例 ^{*69} の検討と制定													
まちづくり基本条例の見直しと改正													
市民参画 ^{*30} の制度化													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

（仮称）市民協働推進指針（平成25年度策定予定）

（仮称）まちづくり基本条例（平成26年度制定予定）

市民協働への取り組み

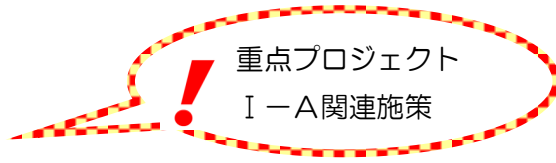
市民の積極的な参画を促し、市民の手による「まちづくり基本条例」を制定し、その評価や見直しなどにも市民参画を促します。

行政は、市民協働が活発になるための制度の検討や条例案の検討を通じて、市民協働のまちづくりを支援します。

政策 1：一人ひとりが担い手のまち

施策 1：市民協働のまちづくり

3：まちづくり活動の支援



基本方針

地域の課題を解決するために、地域で生活する市民や各種団体、企業などが共通の認識を持って協働^{※16}に取り組むことのできる環境を整備し、また、行政においてもその地域の課題を認識し、それぞれの得意分野に力を発揮することによって地域の課題解決を目指します。

また、さまざまな団体やグループがまちづくりを担う、市民協働のまちづくりを実践するため、まちづくり活動を行いたいと考える市民やNPO^{※1}などの支援により、まちづくり活動の活性化を促します。

個々の市民やNPO、町内会、各種団体、企業、行政それぞれの関係を緊密にし、市民と行政が共に力を合わせてまちづくりを行うことにより、地域コミュニティ^{※24}の強化や市民同士のつながりが深まることを支援します。

施策をとりまく環境

近年では、アダプトプログラム^{※3}や子どもたちの登下校の見守り活動など、市民が公共サービスの担い手として活躍し、市民協働の実践が市内各地で始まっています。

このことをさらに発展させ、NPOや市民活動団体、ボランティア活動を行う市民や、町内会、各種団体、企業などと行政が共に力を合わせて幅広い分野でまちづくりを行うことによって、多様な市民ニーズに対応した、住みよいまちが創出されることが期待されます。

また、地方分権の進展に伴って、市民が求める本市独自の施策を展開するためには、市民活動を積極的に支援し、地方自治の本来の姿である市民が主体となったまちづくりを進める必要性が高まっています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
地域活動に参加している市民の割合	%	—	45	地域活動に参加している市民の割合 (市民意識調査)
市内のNPO組織数	団体	4	6	市内で活動するNPO組織数の増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
まちづくり活動支援のあり方の検討													
市民協働モデル事業の検討													
市民協働モデル事業の実施													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

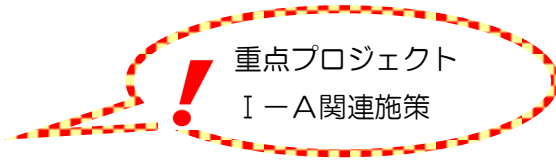
（仮称）市民協働推進指針（平成25年度策定予定）

市民協働への取り組み

市民同士の地域活動を進めることにより、その地域に生活する市民が地域の課題を発見し、課題の解決を目指して取り組む姿を目指します。

行政は、新たなまちづくりの担い手を支援する方策を検討するとともに、地域活動に対して支援を行います。

政策 1 : 一人ひとりが担い手のまち
 施策 1 : 市民協働のまちづくり
 4 : コミュニティ活動の活性化



基本方針

これまで、地域における公共サービスを実質的に担ってきた町内会活動を通じて、まちづくりへの市民参加を促します。

町内会活動の支援を強化し、市民と行政相互の連携を強化し、広報紙などによる地域コミュニティ[※]24情報の提供や生涯学習活動などを通じて、コミュニティ意識の高揚を図ります。

また、地区公民館や集会所の有効利用により地域コミュニティ環境づくりを進め、市民が主体的に地域課題の解決に取り組む、コミュニティ活動の活発なまちを目指します。

施策をとりまく環境

地域コミュニティ活動を担う町内会では、市民相互の連絡、環境美化や清掃、イベントの開催、子ども会や青少年の育成など多種多様な取り組みを行っています。

しかし、価値観の多様化や核家族化の進展などにより、個人が地域とのつながりや地域共同体としての意識を薄れさせ、地域内での助け合いや社会教育の場としての機能が低下しています。

より良い地域をつくるには、地域として市民が考え、活動する取り組みが必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
集会所を所有している町内会数	地区	34	40	集会所設置を支援し、町内会のコミュニティ活動を促進（町内会数 54 町内会）

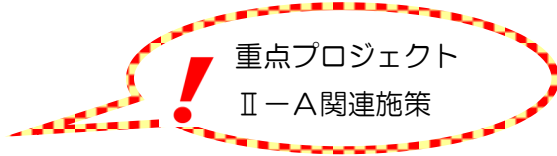
施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
町内会活動の支援													
集会所の維持・改修支援													

市民協働への取り組み

行政は、町内会が行う活動の促進に対して支援を行うことにより、市民が町内会の行う活動に積極的に参加、参画^{※30}する姿を目指し、町内会活動の促進を支援します。

政策 1 : 一人ひとりが担い手のまち
施策 1 : 市民協働のまちづくり
5 : 大学連携の推進と地域参加



基本方針

大学と市民、大学と行政による協働^{*16}のまちづくりを推進し、個性豊かなキャンパスシティ野々市の確立を推進します。

金沢工業大学、石川県立大学との一層の連携により地域の発展と人材育成を図るとともに、市外の大学との連携についても検討します。

また、まちづくりに若い力を取り入れるため、大学生が地域活動に参加しやすい市民意識の高揚を図ります。

施策をとりまく環境

市内の大学の方々に、本市のさまざまな審議会や委員会のメンバーや、市民教養講座などの講師として協力をいただき、また、行政からは、まちの課題を解決するため研究テーマを学生へ提供するなど、大学と行政とが相互に協力をして事業展開を行っています。

この連携体制をさらに強化することにより、大学と市民によるまちづくり活動の検討が必要です。

また、全国各地から本市内の大学で勉学に励む大学生たちが、地域に溶け込み、地域活動を行う姿を育み、まちづくりの活性化を目指す必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
大学と行政の協力事業数	件/年	77	100	大学と行政が力を合わせて地域の発展のために行う事業数の増加
協定を締結した大学数	校	1	4	地域発展と人材育成を図るための協定締結大学の増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
大学と行政が協力した事業の実施													
大学生の地域活動への支援													

市民協働への取り組み

大学の持つ人的資源や知的資源を地域に還元できる仕組みを整えるとともに、大学生が地域活動に参加しやすくなる地域の意識醸成を図っていきます。

政策 1：一人ひとりが担い手のまち

施策 1：市民協働のまちづくり

6：ユビキタスネットワーク社会の実現

基本方針

ユビキタスネットワーク社会^{※74}とは、誰もが情報通信技術の恩恵を受けることができる社会のことをいいます。

“市民生活の向上” “地域の活性化” “行政サービスの効率化”を3つの柱とし、本市の実情と特性を活かした、ユビキタスネットワーク社会の実現を目指した新たな地域情報化計画の策定を図ります。

新たな地域情報化計画では、市民の意見を尊重しながら、本市に必要とされる情報通信技術の活用のあるあり方を検討します。

また、情報通信技術を活用することによって、市民活動や地域コミュニティ^{※24}の活性化、産業の誘致、地域医療や福祉の充実、児童や生徒の情報活用能力の充実、地域情報発信による交流人口の増大など、さまざまな効果の発揮を目指します。

施策をとりまく環境

市民の情報格差への対応など新たな課題への対策や、都市化の進展による地域の連帯感の希薄化や相互扶助の意識の低下を解消するために、情報通信技術をどのように活用することができるのかについて検討が必要とされています。

また、市民サービスを向上するための電子自治体^{※50}の推進など、日々進歩する情報化社会への対応が必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
情報通信システムを活用した市民活動団体数	団体	1	5	情報通信システムを活用した市民活動団体数を増加し、住民全体の情報活用能力を向上

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
第2次地域情報化計画の制定と実施(前期)													
第2次地域情報化計画の制定と実施(後期)													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

地域情報化計画（平成25年度制定予定）

市民協働への取り組み

市民のニーズに基づいた地域情報化計画を策定するために、多くの市民の意見を取り入れながら計画書を策定していきます。

計画が策定された後には、地域の情報化のための情報システムの構築や活用方策の検討、情報活用能力を高めるための学習会などを開催し、市民の積極的な参加と参画^{※30}を促します。

政策 1：一人ひとりが担い手のまち

施策 2：ふるさと意識の醸成と愛着心の向上

1：伝統行事の後継者育成

重点プロジェクト

I-C/II-C関連施策

基本方針

本市には、獅子舞や野菜みこし、虫送り、じょんから踊りなどの伝統行事や郷土芸能が伝わっています。

ふるさと意識や市への愛着心は、市内に伝承されている伝統行事や郷土芸能を守り、引き継がれていく中で育っていくものであり、市民と行政の協働^{*16}を目指す上では欠くことのできないものです。

そのためにも、市内に伝承される伝統行事や伝統芸能を通じて、地域コミュニティ^{*24}の活性化と後継者の育成を図ります。

また、現在指定されていない新しい無形文化財についても、調査研究を進め、末永く継承していくために市指定文化財とすることを目指します。

施策をとりまく環境

各地域で行われる伝統行事は、町内会や各実施団体に受け継がれ、実施されています。

しかし、伝承者の高齢化などの課題を抱えており、古くから伝えられている貴重な文化遺産^{*67}を次世代に引き継ぐためには、子どもから高齢者まで、積極的な参加と参画を促す必要があります。

伝統的な行事に使用する用具などの維持管理の助成や活動場所の提供により、伝承団体を支援し、後継者の育成を図ります。

また、現在市内各所で行われているさまざまな行事についても、その由来などの調査研究を行う必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
郷土芸能伝承団体の数	団体	24	25	継続的に郷土芸能を伝承している団体数の増加
市指定無形文化財の件数	件	1	4	市内に伝わる特に重要な伝統行事の件数増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
郷土芸能伝承団体への支援													
無形文化財の市指定へ向けての調査、研究													

市民協働への取り組み

市民の伝統行事や郷土芸能への積極的な参加と参画を促すため、情報提供や活動場所の提供を行い、市民や町内会が伝統行事や郷土芸能活動を継続し、後継者を育成することができるための支援を行います。

政策 1：一人ひとりが担い手のまち

施策 3：多文化共生と国際・国内交流の充実

1：多文化共生の推進

基本方針

社会、経済の国際化により、市内の外国人住民は10年前と比べ1.4倍に増えており、今後も増加すると予想されます。

従来の外国人支援の視点にとどまらず、国籍や民族の違いを超えた“多文化共生の地域づくり”を進めます。

外国人住民への総合的な支援を行うと同時に、地域において、外国人住民も生活者であり市民であるという認識を高め、地域社会の構成員として共に生活していくことができる環境の整備を推進します。

施策をとりまく環境

外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、一部の地方自治体に限らず全国的な課題となりつつあります。

外国人住民を取り巻く課題として、日本語が理解できないことによるさまざまな問題、文化や習慣などの違いによる生活上の困難などが考えられます。

行政の手続きや地域に関する情報が不足しているために、日本人住民と同等の立場で行政サービスを受けることが困難なことも多いと考えられます。

また、外国人の定住化が進む中、観光客や一時的な滞在者としてだけではなく、地域の構成員として外国人を認識する視点が社会全体に求められています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
多文化共生事業の実施回数	回/年	0	5	多文化共生の地域づくりを進めるための取り組み回数の増加
多文化共生事業への参加者数	人	0	1,000	多文化共生の地域づくりに関心を持つ市民の増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画						
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
交流サロンの設置														
外国人住民向け日本語教室の開催														

市民協働への取り組み

外国の方々と共に生活する多文化共生とは何か、多文化共生による地域を創り上げるために、何をすべきかを考える市民を育て、その考えを基礎として外国人の方々とも共に地域を創り上げていきます。

政策 1：一人ひとりが担い手のまち

施策 3：多文化共生と国際・国内交流の充実

2：児童生徒の異文化体験

基本方針

姉妹都市ニュージーランド・ギズボーン市や、野々市小学校と友好校である中国深圳小学と交互に学生訪問団を派遣し、相互理解と交流を通じた異文化体験を進めます。

学生訪問団の派遣では、慣れない手続きや何気ない日常の風景などのひとつひとつが、異文化の理解へとつながります。

また、訪問団受け入れの際のホストファミリー体験では、私たちの文化を外国の方々に紹介することで、私たち自身も日本と本市の文化への理解を深めることができます。

これらの相互訪問を継続し、ホストファミリー受け入れに対する理解を深めるための体制を整えることで、幅広い異文化体験の場の創出を推進します。

施策をとりまく環境

グローバル化が急速に進展した現代では、ヒト、モノ、情報、知識などの地域資源が、国の枠を超えて自由に移動するようになりました。

国際化社会が身近なものとなった中、異なる習慣や文化を理解し認め合える人材、国際社会で活躍できる人材の育成が求められています。

異文化を理解することは、同時に自国の文化の理解へとつながり、広い視野を持つことができるようになると考えられます。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
学生訪問団の相互訪問の継続	回	2	2	児童生徒の異文化体験機会の維持
市内のホストファミリー経験世帯数	件	181	250	市民の異文化体験への関心の増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
中国深圳小学との教育交流													
ギズボーン市学生との交流													

市民協働の取り組み

ニュージーランド・ギズボーン市や、中国深圳小学での学生訪問団による活動状況などを広く市民にお知らせすることにより、活動の意義と目的を知っていただき、家庭や地域で訪問団を受け入れるための意識醸成を図る取り組みを行います。

政策 1：一人ひとりが担い手のまち

施策 3：多文化共生と国際・国内交流の充実

3：国際交流と国内交流の充実

基本方針

本市の持つ文化を広く世界の人たちに知ってもらい、国のや地域といった枠組みを超えて人と人との交流を促進し、相互理解と対話の輪を広げることで、国際化に対応できるひとづくりとまちづくりを進めます。

姉妹都市ニュージーランド・ギズボーン市との交流では、国際友好親善協会をはじめとして、市民との協働^{*16}により、ヒト、モノ、情報、知識などのさまざまな分野での交流を深めることで、より一層の相互理解を深めることを進めます。

また、東京・関西野々市会をはじめ、本市出身で県外に在住している方たちとの連携を図り、本市の持つ魅力の発信の強化を推進します。

施策をとりまく環境

姉妹都市ニュージーランド・ギズボーン市との交流は、現在は学生間の交流が中心ですが、今後は、姉妹都市としてさまざまな交流を検討していく必要があります。

また、本市の出身者で作る東京野々市会（首都圏在住者）、関西野々市会（関西在住者）の二つの会がそれぞれ活動しています。

この二つの会を通じて首都圏や関西圏をはじめ、全国へ本市の持つ魅力の発信を強化するため、会員の増加を図るための施策の検討が必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
国際友好親善協会の会員数	人	58	100	国際交流に関心を持つ市民の増加
野々市会の会員数	人	53	100	本市の魅力向上と本市にふるさと意識を持つ方々の増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
ギズボーン市との相互交流													
野々市会の会員拡充の取り組み													

市民協働の取り組み

国際友好親善協会による地域ぐるみの国際交流の推進により、国際交流だけではなく多文化共生の一助となるよう国際交流事業に関する市民参加や市民参画^{*30}を促し、行政はその支援を行います。

国内交流についても、全国それぞれの地域において、市民が主体的に交流事業を行うことを促し、市民レベルでの交流が活発となるよう支援を行っていきます。

政策 1：一人ひとりが担い手のまち

施策 4：思いやりのまちづくり

1：男女共同参画の意識づくり

基本方針

性別や年齢により働き方や待遇が差別されることのないよう、これまで女性の仕事と思われがちだった家事や育児、介護などを性別の隔てなく行うという意識の啓発とともに、仕事と生活の調和を図ることのできるまちをつくることを進めます。

また、近年増加傾向にあるドメスティックバイオレンス^{*58}などの暴力行為から市民を守るため、すべての市民が安全で快適な生活を送ることができるよう、幼少期からの継続的な人権尊重の教育や啓発活動とともに人権意識の高い幅広い人材の育成を行い、暴力を許さないまちの実現を目指します。

施策をとりまく環境

変化の大きい社会情勢の中、男女を問わず非正規労働者^{*64}の増加などが懸念されています。

ワークライフバランス^{*76}（仕事と生活の調和）や、子育て、介護など家庭での仕事を男女が共に協力し、分担することは、生活の基礎であるそれぞれの家庭に不可欠な要素です。

これまでの男女共同参画^{*43}は、働く女性へ向けた支援のように受け止められていましたが、男女共同参画社会は、あらゆる人々への課題であり、活力ある地域づくりの根源であることを意識づける必要があります。

また、増加傾向にあるドメスティックバイオレンスについても人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき課題です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
審議会などへの女性の登用状況	%	31.1	50.0	女性の登用率増加による男女共同参画意識の醸成

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画						
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
男女共同参画推進員による市民向けの啓発活動と人材育成														
ドメスティックバイオレンス対策														

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

男女共同参画プラン（平成24年度～平成33年度）

市民協働への取り組み

すべての市民が男女共同参画社会の本来の意味を承知し、実現することができるよう、啓発活動の促進を図り、市民と行政が手を取り合って、男女共同参画社会の実現を目指していきます。

政策 1：一人ひとりが担い手のまち

施策 4：思いやりのまちづくり

2：人権意識の高揚

基本方針

多様化する人権課題に対して、正しい理解と知識を深めるため、家庭、学校、事業所、地域の間やさまざまな機会を通じて、人権尊重の理念を浸透させ、一人ひとりの個性や人格を認め合い、幸せに暮らすことができる思いやりのまちづくりを目指します。

法務局など各種関係機関との連携を強化し、人権擁護委員^{※40}とともに、人権相談体制を充実させ、効果的な施策を進めます。

施策をとりまく環境

人権の時代と言われる現代にあっても、女性や子ども、高齢者、障害のある方、同和問題、外国人に対する偏見など、人権課題は数多く存在しています。

また、近年ではインターネットを悪用した人権侵害や犯罪被害者などをめぐって新たな対応が必要となってきました。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
無料法律相談、市民なんでも相談の実施回数	回/年	19	25	人権課題などに不安を持つ市民に対する支援回数の増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画						
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
人権擁護委員による相談の実施														
人権擁護委員による人権啓発活動														

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

男女共同参画^{※43}プラン（平成24年度～平成33年度）

市民協働への取り組み

日常的に他者の生命や自らの生命について考え、人権に関する意識形成を育むため、地域、学校、関係団体との連携のもと、あらゆる偏見や差別のない、市民が人権を尊重しあうまちを創ります。

政策 1 : 一人ひとりが担い手のまち

施策 4 : 思いやりのまちづくり

3 : 平和意識の向上

基本方針

本市は昭和59年3月議会において、全市民が一体となり、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けた平和都市宣言を決議しました。

戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の喜びと尊さを市民に伝え、市民と力を合わせて世界の恒久平和を求め、平和を願う児童生徒を育成し、未来に続く世界と市民の平和への意識高揚を図ります。

広島平和記念式典に中学生を派遣する平和の旅や、原爆パネル展の開催を通じて、戦争の悲惨さや平和の尊さ、平和を守ることの大切さを学ぶ機会の提供を進めます。

施策をとりまく環境

私たちは、世界で唯一、核兵器の恐ろしさを体験し、核兵器が想像を絶する悲惨なものであることを誰よりもよく知っています。

しかしながら、戦後60年以上が経過し、戦争を知らない世代が大半を占め、戦争体験や被爆体験が風化してゆく中、次代を担う青少年に戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の大切さや命の尊さを伝えていく必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
平和の旅の実施回数	回	1	1	生徒が平和を守ることの大切さを学ぶ機会の維持
原爆パネル展の会場数	箇所	1	7	市民の平和意識向上のための機会増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
平和の旅の実施													
原爆パネル展の実施													

市民協働への取り組み

本市のすべての市民が、世界から戦争がなくなることを願う市民として、意識の向上を図ります。

中学生が体験した平和の旅や、原爆パネル展の感想を、広く市民にお知らせすることなどを通じて、市民の平和意識の向上を育みます。

2 生涯健康 心のかよう福祉のまち【福祉・保健・医療】

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち

施策 1：地域福祉社会の創造

1：ともに支え合う地域福祉社会づくり

重点プロジェクト

I-B関連施策

基本方針

市民や社会福祉協議会、社会福祉事業者、行政などがそれぞれの役割を明確にしながらか連携し、地域で助け合い、安心して暮らせるまちづくりを進めるため、”地域福祉計画”を策定し、総合的な福祉サービスを推進します。

地域での課題を共有するために、要援護者や支援者などの情報が書き込まれた”地域支えあいマップ”を、市民と行政が共に力を合わせて作成し、地域の福祉課題の解決を図るために活用することを促します。

施策をとりまく環境

市民の誰もが、身近な地域に根ざして支え助け合い、そして自立した生活を送ることのできるまちづくりが求められています。

そのためにも地域福祉に対する啓発活動を進め、市民の理解と協力を得て、市民が主体的に参加、行動することが必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
地域ボランティアの人数	人	1,400	1,600	社会福祉協議会へのボランティア登録者数の増加
地域支えあいマップ作成数	地区	2	54	全町内会でのマップ作成

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
福祉ニーズ調査・地域座談会の実施													
地域福祉計画の策定													
次期福祉ニーズ調査・地域座談会の実施													
次期地域福祉計画の策定													
社会福祉協議会との連携													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

地域福祉計画（平成25年度制定予定）

市民協働への取り組み

市民が主体となった地域福祉活動への支援を行い、多様な福祉ニーズを把握することで、地域福祉計画に対する理解を促し、地域ボランティア活動などへの参加や参画^{*30}、また自主運営を支援していきます。

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち

施策 1：地域福祉社会の創造

2：みんなで支え合う社会保障制度の推進

基本方針

社会保障制度は、生涯を通じて安定した生活を送るために、大切な役割を担っています。

国民健康保険は、会社の健康保険などの他の医療保険に加入しない方々が全員加入することとなっている医療保険制度です。

また、介護保険制度は高齢社会を向かえ、介護を個人だけの問題とせず社会全体で支える制度です。

将来にわたってこれらの制度を維持するために、保険料の納付や医療費の適正化を図り、それぞれの制度を理解していただくための啓発活動に努めます。

そして、何より市民一人ひとりが健康で、いきいきとした高齢期を迎えていただくことが大切です。

施策をとりまく環境

疾病の早期発見、早期治療を奨励し、自発的な健康づくりと健康の保持と増進に寄与するとともに、医療費通知により、被保険者の健康に対する認識と保険診療の受け方についての理解を深めることにより、医療費の適正化を図ることが必要です。

これから到来が予想される超高齢社会^{※47}においては、介護保険の施設利用者や在宅サービスの利用者も拡大し、介護サービスの給付が大きく伸びることが予想されます。

要介護となる一番の原因である生活習慣病の予防を図りながら、介護予防の実施することが必要とされます。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
一人当たり国民健康保険医療費	千円/年	339	394	医療費の適正化を維持
65歳以上の介護保険認定率	%/年	15	18	介護予防を実施することで、推計値18.5%を下回る
介護保険一人当たり給付費	千円/年	250	300	介護予防を実施することで、推計値300千円を下回る

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
医療費の通知													
国民健康保険制度の周知													
介護保険制度の周知													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）

市民協働への取り組み

自らの健康管理と自発的な健康づくりを支援し、個人だけではなく、家族や地域で健康づくりを推進する考えを浸透します。

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち

施策 2：健康づくりの推進

1：こころとからだの健康づくり

重点プロジェクト

Ⅲ-B/Ⅲ-C関連施策

基本方針

健康とは心身ともに健康な状態を言い、健康を阻害するものとして生活習慣病や生活機能の低下、その他の疾患が考えられます。

健康づくりを推進するためには、市民一人ひとりが健康に対して意識を持つことが必要なことから、その意識づくりや改善のための支援を推進します。

いつまでも健康で暮らしていくためには、若い頃からの生活習慣だけでなく、歯の健康やこころの健康にも関心を持ち、生活リズムを整え、十分な休養をとり心身の状態を良好に保つことが大切です。

施策をとりまく環境

食の欧米化やクルマ社会の影響から、生活習慣病や体力・筋力の低下が健康問題として起こっています。糖尿病や高血圧などは脳卒中や心臓病の原因になり、これは死亡原因や介護が必要になる原因の上位を占め、また、体力・筋力の低下は転倒・骨折や膝痛、腰痛などを引き起こし、寝たきりになってしまう場合も少なくありません。

さらに、ストレスの多い現代では”うつ”などのこころの病気のほか、経済問題や仕事のトラブルなどでこころの問題を抱えるケースが増えています。

心身ともに健康に暮らしていくためには若い頃からの生活習慣病の予防と体力と筋力づくり、こころの健康づくりが大切です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
特定健康診査 ^{※51} の受診率	%	44	65	健康に関心を持ち、健診を受ける人の割合の増加
特定保健指導 ^{※52} の実施率	%	38	45	生活習慣病改善の必要な方への支援の増加
介護保険新規申請者の平均年齢	%	81.3歳	80歳以上	健康づくりの推進により、介護保険適用の年齢低下

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
予防接種の実施													
各種健康診査の実施													
介護予防の実施													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

健康増進計画（平成22年度～平成26年度） 食育^{※39}推進計画（平成22年度～平成26年度）
特定健康診査等実施計画（平成20年度～平成24年度）

市民協働への取り組み

市民が健康を意識した生活を送ることを支援するため、予防接種、各種健康診査の実施と情報提供を行うとともに、食育の推進によって、自らの体と生活を守る意識を育みます。

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち

施策 2：健康づくりの推進

2：良質な地域医療の提供

基本方針

市民が安心して暮らせる初期医療体制の整備を推進するため、かかりつけ医などの市民に身近な初期医療機関、比較的専門性の高い外来医療や一般的な入院医療を対象とする二次医療機関、そして、高度・特殊・専門的な医療であり、重篤な患者への医療を行う三次医療機関の機能やその役割に応じた適正な受診について、市民への普及啓発を推進します。

本市の公立病院である公立松任石川中央病院(二次医療機関)と初期医療機関(かかりつけ医)との連携促進と”かかりつけ医”を持つことについて、市民への啓発活動を推進します。

施策をとりまく環境

休日夜間でも診療の受けられる救急医療体制の充実へのニーズが高まっている中、休日夜間における救急医療体制の確保と市民に対する救急医療知識の普及が必要です。

また、市内の初期医療機関(かかりつけ医)は県内の他の自治体と比較しても多く、充実していますが、真に高度な医療が必要な患者の診療を確保するため、日常的な病気の場合における、かかりつけ医の利用促進が必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
人口10万対診療施設数	施設	153	153	初期医療機関(歯科診療所含む)の施設数の維持
公立松任石川中央病院への紹介患者市民数	人/年	1,590	2,000	初期医療機関等から紹介された年間患者数の増加
公立松任石川中央病院からの逆紹介患者市民数	人/年	1,452	2,000	初期医療機関等へ紹介した年間患者数の増加

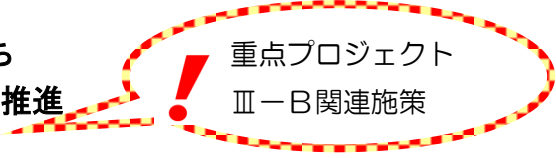
施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
白山石川医療企業団の運営													
休日在宅当番医制の推進													
PET がん検診 ^{※2} 費の助成													

市民協働への取り組み

病気にかからないように、自らの健康を自らが守る意識の醸成とともに、当番医の情報提供や救急医療知識の普及活動を通じて、かかりつけ医を持つことの必要性について啓発活動を行います。

政策 2 : 生涯健康 心のかよう福祉のまち
施策 3 : 高齢者と障害のある方の福祉の推進
1 : 高齢者への生活支援



基本方針

これから到来が予想される超高齢社会^{※47}では、高齢期を元気に過ごすための介護予防の充実が求められます。

高齢者を対象とした施策の充実とともに、自立した生活の支援など高齢者がいきいきと生活することのできる体制づくりを進めます。

一方、介護が必要となった場合、在宅生活を送る高齢者の増加が見込まれることから、在宅での介護を支援する仕組みがより重要になります。

地域における医療ケア体制をさらに充実させるとともに、在宅介護を受ける方への在宅福祉サービスを推進するなど、高齢期を安心して迎えることができるまちづくりを進めます。

施策をとりまく環境

団塊の世代^{※42}が高齢期に入り、老年人口の増加に伴い、介護を必要とする高齢者が増加する傾向にあります。

年齢を経ても、できる限り住み慣れた地域や自分の家での生活を継続していくことは誰もが望むことです。

在宅での生活を継続する為には、医療と介護サービスの連携、そして行政の福祉サービス、地域での民生委員を中心とした見守りや近隣の方々の支援などの包括的な地域ケア体制づくりが必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
在宅福祉サービス利用率 (紙おむつ、寝具乾燥、訪問理美容)	%	6.5	8	サービス利用率の増加
介護認定者の在宅率	%	77.5	80.0	安心して高齢期の生活をできる市民の増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画						
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
在宅福祉サービスの実施														

○分野別計画（策定予定の計画を含む）
 高齢者福祉計画（平成24年度～平成26年度）

市民協働への取り組み

民生委員を中心とした高齢者の見守りと共に、近所に住む市民たちが高齢者の生活を見守り、地域ぐるみで高齢者と共に生活するという地域の意識を育みます。

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち

施策 3：高齢者と障害のある方の福祉の推進

2：安心して暮らせる高齢社会

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターや、地域相談センターを活用し、保健・医療・福祉サービスなど、さまざまな面から総合的な支援を推進します。

また、地域のつながりを強めて、高齢者に対する虐待の防止、成年後見制度を利用するための手続きの支援などにより権利擁護^{*21}を推進します。

施策をとりまく環境

これからの超高齢社会^{*47}の到来と共に、さまざまな課題を抱える高齢者や、介護を必要とする家族が増えてくると予測される中、高齢者や介護をする者が身近に相談できる体制づくりが重要となってきます。

また、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯も増えることが予想され、孤独死や閉じこもりが課題となることから、登録制度を活用した民生委員の見守りや、安否確認を充実する必要があります。

現在、認知症高齢者の数は全国で約 170 万人、85 歳以上の 4 人に 1 人は認知症と言われるように、認知症は誰もが当事者になるおそれのある病気です。

認知症になっても安心して暮らすことができるよう、地域の理解や高齢者の権利を守る制度の活用と支援が必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
認知症サポーター数	人	1,600	5,000	サポーター数の増加（人口 10%）
見守りサポート数	団体	3	7	見守りを行う団体の増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画						
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
一人暮らし高齢者などの登録制度														
高齢者の権利擁護														

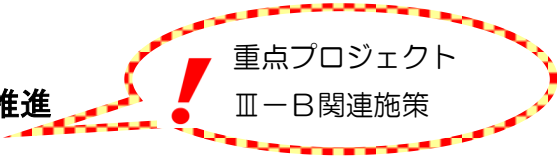
○分野別計画（策定予定の計画を含む）

介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）

市民協働への取り組み

高齢期の方々が安心して暮らすことができるために、相談窓口や各種講座に積極的な参加をいただき、地域全体で高齢者を見守る体制を支援します。

政策 2 : 生涯健康 心のかよう福祉のまち
施策 3 : 高齢者と障害のある方の福祉の推進
3 : いきいきとした高齢期の実現



基本方針

団塊の世代^{*42}の方々が高齢期に入り、元気な高齢者が増加することから、自らの経験と知識を活かした社会貢献ができる環境づくりを推進します。

地域の中で、登下校時の児童を見守るボランティア活動や、支援が必要な高齢者を元気な高齢者が支える地域コミュニティ^{*24}の形成を目指し、老人会活動への参加、参画^{*30}や、閉じこもりがちな高齢者が、気軽に近くの町内会館に集うことのできる地域サロンなどの自主活動を支援します。

また、老人福祉センター椿荘の活用とともに、市内に3箇所あるスポーツクラブでは、高齢者の方の健康づくり、仲間づくりのために利用されるよう促します。

施策をとりまく環境

高齢化が急速に進むことが予測される中、支援を必要とする高齢者が増えるとともに、第一線を退いた豊かな知識や技術を持った多くの高齢者が地域の構成員になってきます。

この人的資源や知的資源を、地域で活かしていくための方策や、生きがいのある充実した生活を送るための参加、参画^{*30}、自己実現のための方策の充実などが求められます。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
65才以上のスポーツクラブ会員数	人/年	750	900	スポーツクラブを通じた健康づくり、仲間づくりの推進
老人会会員数	人/年	1,250	1,350	活動的な高齢者数の増加
地域サロンの数	箇所	15	30	地域でのつながりで、閉じこもりや体力低下を防止

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画						
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
敬老会・寿大学などの実施														

市民協働への取り組み

ボランティア活動への参加や老人会への加入などにより、自らの能力を地域に活かすことができることに、喜びを見いだすことのできるよう、積極的な支援を行います。

政策 2 : 生涯健康 心のかよう福祉のまち

施策 3 : 高齢者と障害のある方の福祉の推進

4 : 障害のある方の生活支援

基本方針

障害のある方の個々のニーズに合った総合的で効果的な相談などの支援体制、また、関係機関などによるネットワークを整備し、一人ひとりが最大限に能力を発揮し、地域や施設などでいきいきと生活することができるよう支援を進めます。

また、障害福祉サービスを適切に受けることができるよう、サービスの提供体制の充実を図ります。

施策をとりまく環境

全国的に景気の低迷や雇用不安が課題となっている中、障害のある方の福祉サービス利用量は年々増加しています。

ネットワーク化や総合的な支援体制を整備するためには、地域全体の理解が必要です。

生涯のある方に対する生活の支援を行うにあたっては、市民、福祉事業者、行政などが連携し、地域全体で支援を行っていく必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
障害のある方のための市内日中活動施設など	定員	245	300	施設などが障害のある方を受け入れることのできる定員数を増加
相談支援などの利用者数	人/年	845	1000	相談などによる支援を増加し、安心して生活できる環境整備

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
自立支援協議会の開催													
相談支援事業などの周知、利用促進													
障害福祉計画の策定（第3期～第6期）													
障害者基本計画アンケート調査の実施													
次期障害者基本計画の策定													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

障害者基本計画（平成20年度～平成29年度）、

障害福祉計画（平成24・27・30・33年度制定予定）

市民協働への取り組み

障害の有無にかかわらず、互いを尊重し合い安心して暮らせるよう、市民が障害についての理解を深めるための交流の場や情報提供を行うなどの支援を行います。

また、福祉事業者や各種団体との連携を強化するとともに、ボランティアの育成や相談体制の強化を行います。

政策 2 : 生涯健康 心のかよう福祉のまち

施策 4 : 子育て支援の推進

1 : 子どもを産み育てやすい環境づくり

重点プロジェクト

Ⅲ-B 関連施策

基本方針

妊娠や出産、育児に関する精神的負担の軽減を中心として、子どもを産み育てやすいまちづくりを整え、少子化の進行に歯止めをかけることを推進します。

育児負担を軽減するため、妊産婦をはじめ、子育て家庭への相談体制を充実するとともに、医療機関や専門職と連携し、母体の健康や子どもの正常な発育発達の支援を推進します。

また、出産、育児休業の取得からスムーズに職場復帰ができるよう、事業者、企業に働きかけ、子どもを産み育てやすい職場環境の充実を図ります。

施策をとりまく環境

全国的に少子化が進む中であって、本市では、ゆるやかな出生数の伸びが見られます。

核家族化や転出入世帯の増加が進む中で、育児不安や育児疲れを訴える保護者が増加しつつあります。

心身ともに健やかに生まれ育つためには、疾病の早期発見、早期治療が重要であり、医療費などの経済的負担の軽減に努める必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
出生数	人/年	602	680	子どもを育てやすいまちとすることで、出生数を増加
合計特殊出生率	人	1.65	2.0	子どもを育てやすいまちとすることで、合計特殊出生率を増加
妊産婦、乳幼児健診の受診率	%	81	85	妊産婦、乳幼児健診の受診率増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
母子保健相談、訪問指導の実施													
妊産婦、乳幼児健康診査の実施													
子ども医療費の助成													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

次世代育成支援行動計画（前期）（平成 22 年度～平成 26 度）

市民協働への取り組み

育児不安や育児疲れを少しでも軽減するために、地域で地域の子どもたちを育てるという意識を育むため、様々な機会と手段を通じて啓発活動を行います。

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち

施策 4：子育て支援の推進

2：子育て支援体制づくり

基本方針

子育てをしているすべての人が、安心して子育てできるよう、多様な保育サービスやこども医療費の給付などの充実を図ります。

また、地域における子育てネットワークの形成や交流活動の支援など、子育てに関する人的、知的資源を活用した子育て支援の充実を図ります。

さらに、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、親子の健康づくりの支援を推進します。

施策をとりまく環境

核家族化の進行や、ライフスタイル^{*75}の変化に伴う価値観や、保護者の就労形態の多様化などにより、身近に相談相手がないなどの理由から、子育て家庭の負担感、孤立感が大きくなってきています。

乳幼児を持つ保護者にとって、子どもの発育や発達は大きな関心事であり、地域で子どもたちを育てるという意識の希薄化、妊娠から出産までの良好な環境づくりや出産後の育児環境の整備など、相談、支援体制の充実を図る必要があります。

また、身体に障害のある子どもや知的障害のある子どもなど、その障害の程度に応じ、生涯を見据えた支援の方策を検討する必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
子育て支援センター施設数	箇所	7	8	子育てに関する情報の提供と保護者の交流の場を増加
子育て支援センター利用者数	人/年	32,458	40,000	子育てに関する情報の提供と保護者の交流の場の利用者を増加
ファミリーサポート登録者数	人	163	200	子育ての援助を行う市民の登録者数を増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
子育てネットワークの整備													
子育て支援センターの整備													
ファミリーサポート事業 ^{*65} の推進													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

次世代育成支援行動計画（後期）（平成22年度～平成26年度）

市民協働への取り組み

保育園への送迎など、子育ての援助をして欲しい市民へ、援助を行いたい市民を紹介するファミリーサポート事業などを通じて、地域で地域の子どもたちを育てるという意識の醸成を目指し、社会福祉法人などが行う子育て支援策を補完します。

政策 2 : 生涯健康 心のかよう福祉のまち

施策 4 : 子育て支援の推進

3 : 子どもの人権の尊重

基本方針

子どもの人権を尊重し、子どもの自立を促す地域づくりを進めるとともに、本市の自然と風土の中で、子どもたちがたくましく生きる力を伸ばすことができるよう、保育園、幼稚園から高校までの教職員が家庭、地域と連携して生徒指導と家庭教育支援の取り組みを推進します。

また、複数の児童相談窓口を設置するとともに、児童相談所などの関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童の早期発見とその支援体制の整備を推進します。

施策をとりまく環境

都市化の進展や核家族化の進行などを原因とした家庭や地域における子育て機能の低下が、子どもを取り巻く環境を変化させています。

非行など問題行動の増加、不登校、いじめに加え、児童虐待などの発生が深刻な社会問題となっています。

子どもがひとりの人間としての人権を有し、尊重される存在であることを認識し、健やかに育まれる環境づくりが緊急の課題となっています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
児童相談窓口の設置件数	件	2	9	子育て支援センター窓口で相談を実施し、相談体制を充実

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
要保護児童対策地域協議会の実施													
乳児全戸訪問の実施													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

次世代育成支援行動計画（後期）（平成22年度～平成26年度）

市民協働への取り組み

地域で地域の子どもたちを育てるという意識の醸成により、いじめや児童虐待などを許さない市民意識を創り出す支援を行います。

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち

施策 4：子育て支援の推進

4：子育てを楽しみ喜べる社会づくり

基本方針

男性の子育てへの参加促進に向けて、男女共同参画^{※43}意識の醸成と、子育てにおける男性の役割などについて啓発活動を推進します。

また、男女が共にいきいきと楽しく子育てをしながら働き続けられるよう、ワークライフバランス^{※76}（仕事と生活の調和）の実現に向けた取り組みを推進します。

さらに、子育てが家庭の大きな負担とならないよう、ショートステイや病後児保育などの充実を図ります。

施策をとりまく環境

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、子育てをしながら働くことのできる基盤となる保育サービスや放課後児童クラブなど、子育て支援サービスの充実が必要となっています。

保育施設の老朽化に伴う建替えや施設整備などについては、保育児童数の推移を見守りながら、計画的に進める必要があります。

また、一般事業主行動計画を策定していない企業の事業主に対して、ワークライフバランスの推進を依頼していく必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
保育児童数	人	1,690	1,850	保育サービス充実による児童数の増加
児童館施設数	箇所	4	5	児童の健全な遊びと健康増進する施設の増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
保育施設の計画的な整備と改修													
児童館の計画的な整備と改修													
放課後児童クラブの計画的な整備と改修													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

次世代育成支援行動計画（後期）（平成22年度～平成26年度）

市民協働への取り組み

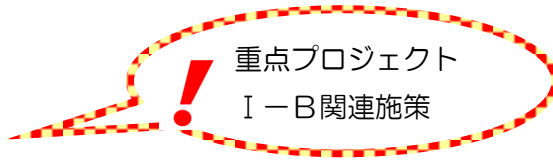
一般事業主行動計画の策定を促すことにより、子育てをしながら働くことのできるまちを目指して、支援を行っていきます。

3 安心とぬくもりを感じるまち【安全安心】

政策3：安心とぬくもりを感じるまち

施策1：防災対策の充実

1：地域防災力の強化



基本方針

本市域は穏やかで、大規模な被害を及ぼす災害の少ない地域ですが、災害はいつ発生するか予測がつきにくいものです。

万が一の災害発生時に備え、自主防災組織^{※37}の活動支援と設立促進を促すとともに、市民、町内会、各種団体、行政など関係機関の連携を推進します。

また、災害時要援護者支援体制の整備を図り、地域の防災力を強化するとともに、災害情報を的確・迅速に伝達するため、防災無線など有効な情報伝達体制を検討します。

さらに、近隣市町などとの災害協定に基づき、災害時の応援体制を強化するとともに、避難場所の確認や、家庭で常備すべきものなど、日頃の心構えについて啓発を行い、また、災害時の復旧・復興対策について強化を推進します。

施策をとりまく環境

大規模な被害を及ぼす自然災害に備えるためには、行政による消防力や防災力の強化と並行して、自主防災組織の設立や育成など、市民が主体となった地域防災力の強化が不可欠です。

市民が主体となった地域防災力と行政による防災力が協力することにより、私たちの住むこの地域を守ることができます。

危機管理に関する各種研修や訓練を実施し、危機管理意識^{※13}や能力の向上が必要です。

また、災害発生時の各種応急復旧活動を行うため、民間事業者や県内の自治体、県外では**愛知県東浦市**と災害時応援等協定の締結を図っています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
自主防災組織の数	件	26	54	全町内会で結成し、地域防災力を向上
地域防災リーダー数	人	20	80	自主防災組織における防災士数を増加
災害時応援等協定の締結数	団体	19	30	行政による防災力を強化

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
自主防災組織 ^{※37} 設立の促進													
地域防災リーダー育成・活動支援													
情報伝達体制の整備													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

地域防災計画（平成18年度改訂）

国民保護計画（平成19年度～）

市民協働への取り組み

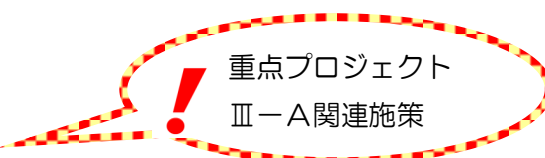
万が一発生した災害の際に、自分と家族を助けてくれるのは、約7割が自分自身（自助）、約2割が近所に住む人たち（共助）、そして約1割が救急や自衛隊などと言われてしています。

災害の発生時における、自助と共助の重要性を承知し、備える市民の意識醸成を促します。

政策3：安心とぬくもりを感じるまち

施策1：防災対策の充実

2：公共施設と住宅の耐震化促進



基本方針

災害時に拠点避難所として使用される小中学校や避難所となる公共施設は、市民の生命を守るために非常に重要な施設です。

小中学校の耐震化工事は概ね完了しましたが、避難所となる市民体育館や公民館などの耐震化について、計画的な耐震化工事を進め、建物倒壊による被害の軽減を図り、地震などの大規模災害に強いまちづくりを推進します。

また、住宅の耐震診断、耐震補強に必要な費用の一部を助成するなど、地震発生時に倒壊建物が無い、子どもや高齢者、障害のある方が安心して快適に住み続けられるまちを目指します。

施策をとりまく環境

平成19年3月に発生した能登半島地震では、建物の倒壊や道路被害など能登地方を中心に大きな被害を受けました。

また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、地震による被害とともに、大きな津波による未曾有の被害を受け、全世界を震撼させる大災害となりました。

地震による家屋倒壊は、多くの死傷者を発生させるとともに、道路を遮断するため救助活動に支障を来し、被害を拡大させるおそれがあります。

また、避難所が倒壊することのないよう、耐震診断を進めるとともに、耐震化工事を促進する必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
住宅の耐震化率	%	77	90	耐震改修促進計画に基づく住宅の耐震化率増加
避難所となる公共施設の耐震化率	%	90	100	耐震改修促進計画に基づく公共施設の耐震化率増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画						
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
既存建築物の耐震改修工事費などへの補助														

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

耐震改修促進計画（平成19年度～平成27年度）

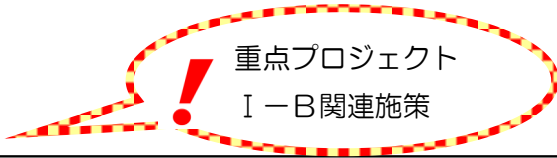
市民協働への取り組み

万が一の災害発生時に、その被害を最小限に抑え、また、速やかな復興活動へと移行するため、災害の発生に備え、自らが原因となった建物の倒壊などが起こらないよう、耐震診断や建物の補強を促します。

政策3：安心とぬくもりを感じるまち

施策2：消防と救急体制の充実

1：地域消防の強化



基本方針

万が一発生した火災や水害などに的確に対応し、私たちの命と財産を守るため、地域を守る消防団員が活躍しています。

町内会や事業所へ、積極的な消防団活動の情報提供や広報活動を行い、消防団員の安定確保を図ります。

また、定期的な消防訓練や防災訓練、救急救命講習会を実施するとともに、水防活動の迅速化を図り、災害時の被害軽減に努めます。

震災や風水害などにより、同時に多数の負傷者が発生した場合には、平常時のような救急体制を期待することは難しいことから、市民による自主的な救護活動が極めて重要になります。

このような場合に備え、救急救命講習会などの応急手当講座の積極的な開催を推進します。

施策をとりまく環境

近年の社会環境の変化などから、消防団員の確保が難しい状況になっています。

また、火災や水害などの災害発生時に、地域を守る消防団員の就業構造の変化に伴い、昼と夜における地域防災力に格差が生じています。

近年では、地域における連帯感が希薄化する傾向にあり、このことを原因として地域防災力の低下が懸念され、災害時に相互に助け合うための地域コミュニティ^{*24}の形成が求められます。

また、管理河川に水位計を設置することや他団体との情報ネットワークを確立する必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
警戒水位などの設定箇所	箇所	0	5	水害防止を図るための警戒水位の設定箇所増加
消防団員の数	人	105	130	地域防災力の強化
救急救命講習会の開催回数	回/年	80	100	地域防災力強化のため町内会、事業所、学校での講習会数増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
河川情報の整備													
非常備消防の施設・資機材の整備													
地域防災計画の見直し													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

地域防災計画（平成18年度改訂）

市民協働への取り組み

火災や水害などの発生時に、地域を守る消防団員への加入を促すとともに、家庭での非常持ち出し用品などを準備することなどについて意識向上を促します。

政策 3 : 安心とぬくもりを感じるまち

施策 2 : 消防と救急体制の充実

2 : 避難場所、防災用備蓄の充実

基本方針

万が一の災害発生時には、小中学校が地域の拠点避難所となり、一時的な生活の場所となります。

拠点避難所となる小中学校には、物資配給の拠点として活用する防災備蓄倉庫の設置を図るとともに、食料、救出資機材、毛布など備蓄物資の充実を図ります。

また、定期的に避難場所やそれぞれの家庭で用意すべき防災用品などの周知強化を図り、災害による被害を最小限に抑えるとともに、迅速に復旧、復興活動に移ることができるまちを目指します。

施策をとりまく環境

本市では、自然災害などに対応するため、小中学校や地区集会所など市内 72 箇所の施設を災害時の避難場所に指定しています。

また、災害時要援護者である高齢者や障害のある方などの避難場所として、市内の福祉関係施設を福祉避難場所として指定しています。

大規模な災害の発生時には、全市的な避難場所の確保と食料などの緊急物資の供給が必要となることから、地域防災計画に定める食料品や日用品などの備蓄品の確保が必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
福祉避難所数	箇所	4	6	災害時要援護者を収容する避難所の増加
災害備蓄食料等の備蓄率	%	85	100	地域防災計画に定める備蓄量に対する備蓄率の増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画						
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
災害備蓄品の整備														

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

地域防災計画（平成 18 年度改訂）

市民協働への取り組み

地域における防災活動への積極的な参加と参画^{※30}を促すとともに、避難所の場所や家庭で用意すべき防災用品などについて、周知を図ります。

政策3：安心とぬくもりを感じるまち

施策3：交通安全対策の強化

1：交通安全対策の強化

重点プロジェクト

I-B/Ⅲ-C関連施策

基本方針

モータリゼーションの発達や、老年人口の増加、ライフスタイル^{※75}の多種多様化などにより、道路交通事情を取り巻く環境は悪化する傾向にあります。

交通事故の防止を図るため、標識や道路照明、歩道など安全施設の整備を充実し、危険交差点の改良とともに、交通安全教育の充実、交通マナー向上対策の強化、交通安全ボランティアの育成と支援など啓発活動を推進します。

施策をとりまく環境

都市化の進展により交通量が増加し、通過交通^{※48}の多い国道での事故をはじめ、生活道路での子どもや高齢者が被害者となる事故の割合が高くなっていることから、子どもや高齢者の交通安全対策を重点的に取り組まなければなりません。

また、交通事故の多くは、基本的な交通ルール違反や交通マナーの低下が原因であることから、市民一人ひとりの意識向上が大切です。

交通事故が発生しにくい環境をつくるために、地域が一体となって、交通安全ボランティアによる交通安全教室の実施や自転車運転のマナーアップのための街頭指導を行い、交通安全の意識の高揚を図っています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
標識・照明の設置率	%	100	110	交通安全のための標識等の設置率増加(新市街地分)
市道歩道のバリアフリー ^{※63} 化延長	km	27	37	バリアフリー法に基づく段差の解消

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画						
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
人にやさしい道づくりの推進														
幼児、児童の交通安全教室の実施														
高齢者の交通安全意識高揚の推進														
ボランティアによる街頭活動の強化														

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

交通安全計画（第9次）（平成23年度～平成27年度）

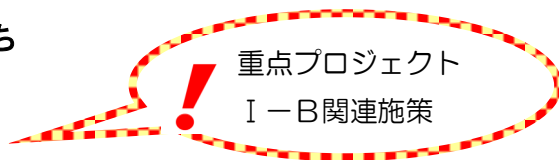
市民協働への取り組み

自動車や自転車の安全運転とマナー向上を実践する市民の意識向上を図るため、積極的な広報、啓発活動を行います。また、交通安全のためのボランティア組織の育成と活動支援により、市民による交通安全対策を支援します。

政策3：安心とぬくもりを感じるまち

施策4：防犯対策の強化

1：防犯対策の強化



基本方針

経済環境の変化に伴い、犯罪形態が多様化する中、犯罪のない、安全なまちをつくるため、地域ぐるみの防犯活動を積極的に推進します。

また、本市の北部地域への交番の整備を関係機関に積極的に働きかけ、犯罪の抑止を目指します。

さらに、防犯ボランティア団体の連携と活動の活性化を促し、自主防犯体制を強化するとともに、防犯灯の設置を促進するなど、犯罪が発生しにくい環境を整備し、地域の安全は地域で守るという意識を基本として、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指します。

施策をとりまく環境

都市化の進展に伴い、地域の連帯意識が希薄化し、犯罪の広域化、スピード化とあいまって、車上狙いや自転車盗などの街頭犯罪^{※10}が多発する傾向にあります。

地域の安全と安心を実現するためには、市民一人ひとりが防犯に対する意識を高めるとともに、地域が一体となって犯罪抑止のために取り組むことが必要です。

本市では、金沢工業大学イーグル・セーフティ・プロジェクトチームなど、地元大学生による自主防犯パトロールや防犯協会、児童や生徒の登下校を見守る、みまもり隊などの防犯ボランティアによる地域活動が活発に行われています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
防犯灯の新設数	灯	4,000	4,800	町内会が管理する防犯灯数の増加による犯罪抑止

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
自転車盗抑止対策の推進													
北部地域交番設置に向けた要望の継続													

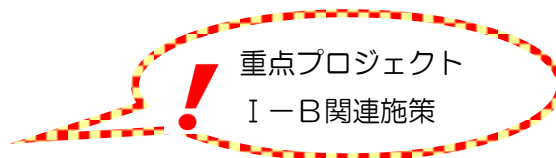
市民協働への取り組み

防犯ボランティア組織の結成と活動の活性化を支援し、市民と地域、行政が一体となって犯罪を抑止するための取り組みを推進します。

政策3：安心とぬくもりを感じるまち

施策5：消費者の利益の擁護

1：消費者の安全安心の確保



基本方針

巧妙化、悪質化が進む悪質商法などから市民を守るため、消費者である市民が安心して生活できるまちを目指します。

消費者からの苦情や相談に応じることができるよう、消費生活センターの相談体制を充実させるとともに、さまざまな消費生活に関する相談について、専門知識を備えた相談員の対応を推進します。

また、定期的な移動相談室を開設するなど、潜在する被害者への救済を推進します。

施策をとりまく環境

悪質商法が巧妙化し、高齢者や若年層を対象とした訪問販売や電話勧誘販売などによる被害が増加しており、ひとり暮らしの高齢者や学生が、安心して気軽に相談できる体制を整える必要があります。

また、石川県消費生活支援センターで受け付けられている相談とあわせて、潜在する被害者からの相談件数の急増が予想されるため、幅広い相談に対応できるよう相談員の資質向上、相談体制の充実を図る必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
消費生活相談会の開催数	回/年	0	20	移動相談室の開催による消費者の安全確保

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画						
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
消費生活相談員の養成														
消費生活相談の対応														

市民協働への取り組み

多様化、複雑化する悪質商法の被害を未然に防ぐには、まず、市民の心構えが必要です。行政からのお知らせなどを通じて、被害に遭わない心構えを持つことができる意識の醸成を図ります。

政策3：安心とぬくもりを感じるまち

施策5：消費者の利益の擁護

2：消費者教育の充実

基本方針

インターネットや電話を利用した悪質商法や振り込み詐欺、多重債務^{※41}、食品偽装、石油ストーブを説明書のとおりで使用していたのに火が出てやけどを負ったなどの消費者事故が発生するなど、消費者を取り巻く環境は、複雑化、多様化し、いつの間にかトラブルに巻き込まれてしまうといった事例も見受けられます。

このようなトラブルから消費者である市民を守るために、消費生活に関する情報提供や啓発活動に努め、学校、地域、家庭、職場など、さまざまな機会と場所を通じて、消費生活に関する教育の充実を図ります。

また、消費者に必要とされる情報を、迅速に、的確に市民に届けることができるよう、情報の収集と発信の体制の整備を推進します。

施策をとりまく環境

消費者が日常の暮らしの中で使用する商品や利用するサービスは、その構造、品質、内容などにおいて、事業者によって安全性が確保されていることが基本的な条件ですが、現実には商品やサービスによる消費者被害が多数発生しています。

一方、全国的に多発している多重債務^{※41}問題や消費者事故などに対する被害を未然に防ぐためには、消費者である市民が、消費者として身に付けておくべき情報を正確に得ることが必要です。

また、行政では、消費者に必要な情報を正確に届けることができるよう、情報の収集と発信の体制を整えることが必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
消費生活研修会の開催回数	回	10	30	地区老人会、町内会など各種団体での研修会を通じた消費者の意識向上

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画						
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
消費生活研修会の開催														

市民協働への取り組み

消費生活に対する学習機会の提供や、情報提供、啓発活動により、消費者である市民の意識向上を図り、市民は、自らが自立するための活動、消費者教育への協力や啓発活動への参加と参画^{※30}できる環境を整えます。

4 環境について考える人が住むまち【環境】

政策4：環境について考える人が住むまち

施策1：環境負荷の少ない社会の構築

1：環境の保全の推進

重点プロジェクト

Ⅱ-C 関連施策

基本方針

私たちの日常生活や事業活動は、さまざまな面から環境に負荷を与えており、今日の多くの環境問題にとって無視できない要因となっています。

健全で恵み豊かな自然環境が保全されるとともに、それらを通じてすべての市民が幸せを実感できる生活が、次の世代へ継承できる環境の保全を推進します。

環境の保全に関して、総合的で長期的な視点から、計画的に本市の社会的、自然的条件に応じた環境保全のため、本市が持つ資源や特長を活かした地域づくりに努めます。

施策をとりまく環境

私たちの生活や活動によって引き起こされている、温室効果ガス^{※8}の排出による地球温暖化を始めとする環境負荷は、さまざまな形で私たちの暮らしに影響を及ぼしています。

今日の環境問題の中には、このまま放置すれば、将来、甚大な被害をもたらす可能性が指摘されている問題もあります。

特に、地球温暖化問題に対する取組み、循環型社会^{※34}の構築、良好な大気環境や健全な水環境の確保、生物多様性^{※36}の保全の分野について、着実に前進を図る必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
環境基本条例制定の進捗度	%	0	100	条例制定の進捗度

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
環境基本条例制定の検討													
環境基本条例の制定													
環境基本計画の策定と実施													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

環境基本計画（平成33年度制定予定）

市民協働への取り組み

一つひとつの力は小さくても、多くが集まれば大きな力になるはずです。電気をこまめに消す、水を出しっぱなしにしないなど、身近なことから始め、日常生活での環境への負荷を低減するための取り組みを支援します。

政策 4：環境について考える人が住むまち

施策 1：環境負荷の少ない社会の構築

2：地球温暖化対策の推進

重点プロジェクト

Ⅲ－C 関連施策

基本方針

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす大きな問題です。

その解決には、市民、事業者、国、県、近隣市町と本市が連携して、温室効果ガス^{※8}の排出の抑制などに取り組まなければなりません。

温室効果ガス排出の抑制などに取り組むにあたり、まず本市自身が率先的な取組みにより市民や事業者の模範となるよう努めます。

また、市民や事業者の協力を得て、公共交通機関や自転車の利用促進などのライフスタイル^{※75}の見直しを進め、暮らしや産業活動、輸送、エネルギーの低炭素社会^{※49}の実現を推進します。

また、市民や事業者によるグリーンカーテン^{※18}、太陽光などの新エネルギーによる地球温暖化対策の普及を積極的に推進します。

施策をとりまく環境

国では、温室効果ガスの排出抑制、吸収の量の目標を設定し、国内における地球温暖化対策の全体枠組みの形成とその総合的实施とともに、クールビズ^{※17}やウォームビズ^{※7}などの国民運動を展開するほか、国際的協調のもとで、さらなる取組みが求められています。

また、地方公共団体には、自らの温室効果ガス排出量の削減や市民、事業者に対する支援のほか、地域の条件に応じて、創意工夫により温室効果ガスの排出削減に資する都市・地域整備、社会資本の整備、新エネルギーの導入、緑化運動の推進などの取組みが期待されています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
地球温暖化対策実行計画の達成	—	100	90	市の事務・事業により排出される温室効果ガス量の削減（対平成20年度）
地球温暖化対策に対する支援	件数	100	500	住宅用太陽光発電システム設置への支援等による地球温暖化の低減

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
主要な事務・事業に関する温室効果ガスの排出量の削減													
市民、事業者による地球温暖化対策への支援													
地球温暖化対策実行計画の見直し													

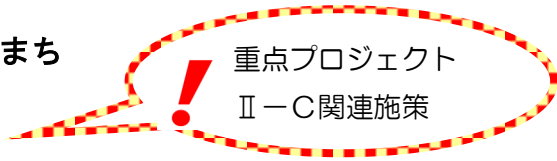
○分野別計画（策定予定の計画を含む）

地球温暖化対策実行計画（平成22年度～平成33年度）

市民協働への取り組み

私たちの住む地球を守るため、日常生活で二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスを抑える取り組みを行う市民となるよう啓発活動などを通じて、その支援をしていきます。

政策4：環境について考える人が住むまち
 施策1：環境負荷の少ない社会の構築
 3：自然環境の保全



基本方針

私たちは、多様な生き物たちの恵みにより”いのち”と”くらし”が支えられていることを理解しなければなりません。

国や県、近隣市町などと連携し、自然と人間との共生をめざし、生物多様性^{※36}の保全や持続可能な地域の構築に努めます。

また、市民の里地・里山・里海の保全に対する関心を高め、自然とのふれあいを通して、環境の保全に必要な人材の育成に努めます。

施策をとりまく環境

生物の多様性は、開発などによる生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山などの劣化、外来種などによる生態系のかく乱などにより、危機に直面しています。

さらに、地球温暖化などの気候変動は、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれが懸念されています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
環境ボランティアの人数	人	0	20	自然環境保全に関心のある市民の増加
環境ボランティアによる活動回数	回/年	0	4	自然環境保全の啓発などを行う催し物等の増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画						
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
自然環境の保護に携わるボランティアなどの育成														

市民協働への取り組み

私たちの生活や事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を承知し、人間だけではなく、鳥や花、木や昆虫、動物たちも、私たちと共に生きていることに配慮した生活や事業活動を支援していきます。

政策 4：環境について考える人が住むまち

施策 1：環境負荷の少ない社会の構築

4：ごみ減量、資源リサイクルの推進

基本方針

私たちの生活は、さまざまな資源の利用によって成り立っています。

限りある資源を有効に活用し、豊かな本市の姿を次世代に引き継ぐためには、私たちのライフスタイル^{※75}を見直し、ごみの減量や、資源のリサイクル推進する必要があります。

本市では、市民や事業者の協力により、ごみになるものはいらないと断る（Refuse：リフューズ）、ごみをできるだけ減らす（Reduce：リデュース）、再利用する（Reuse：リユース）、再生利用を心がける（Recycle：リサイクル）、修理して使う（Repair：リペア）という5つのRを推進します。

また、再生資源など環境への負荷の少ない環境物品などの購入を推進し、地域における循環型社会^{※34}を構築し、環境への負荷が低減されるよう努めます。

施策をとりまく環境

資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にするには、循環型社会^{※34}を形成することにより、地域を持続することが可能な生産形態、消費形態をつくり上げなければなりません。

今、私たちが暮らす環境は、自然の循環サイクルから外れており、自然による自浄力だけでは回復することが難しくなっています。

すべての市民が力を合わせて、汚さない努力をすることが必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
家庭系ごみの排出量	g	592	517	市民1人1日あたりのごみ排出量低減
事業系ごみの排出量	g	7,083	6,189	1事業所1日あたりのごみ排出量低減
リサイクル率	%	13	15	空き缶、空き瓶等のリサイクル率向上による環境負荷の低減

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
家庭系ごみの減量													
事業系ごみの減量													
ごみのリサイクル推進													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

一般廃棄物処理基本計画（平成23年度～平成33年度）

容器包装廃棄物にかかる分別収集計画（第6期）（平成23年度～平成27年度）

市民協働への取り組み

5つのRを承知し、私たちが生活する地域と、地球環境を考えることができる機会を提供することにより、環境への負担が少なくなることを支援します。

政策 4：環境について考える人が住むまち

施策 1：環境負荷の少ない社会の構築

5：廃棄物の適正処理

基本方針

循環型社会^{*34}を形成するためには、家庭から排出される一般ごみや燃えないごみなどの廃棄物を、指定された日に分別して排出するなど、適正な処理方法を行うことが重要です。

廃棄物を適正に処理するために、市民と事業者、行政が一体となって行う普及啓発活動に努めます。

また、家庭系ごみの排出量に応じた負担の公平化などの観点から、分別収集の区分の見直しや集団回収への助成、排出抑制や再利用の促進などの充実を図るとともに、ごみ処理有料化の導入について検討します。

施策をとりまく環境

人口や事業所数の増加に伴う廃棄物の適正な処理と、廃棄物処理施設や最終処分場などの整備が課題となっています。

また、近年では、燃えないごみなどの集積場から廃棄物を持ち去る行為が見受けられ、このことに対して適切な措置を講ずる必要があります。

さらに、地震や水害などの災害に伴い、大量に発生する災害廃棄物^{*28}についても、迅速で適正に処理できるよう体制を整える必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
家庭ごみ集積場数	箇所	1,600	2,000	家庭ごみを出しやすい環境を整備し、不法投棄を抑制

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
白山石川広域事務組合や隣接市との連携													
一般廃棄物処理業者に対する指導													
市民、町内会などに対する支援と啓発活動													
家庭系ごみ処理の有料化についての検討													
災害廃棄物 ^{*28} 処理計画の策定													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

一般廃棄物処理基本計画（平成23年度～平成33年度）

容器包装廃棄物にかかる分別収集計画（第6期）（平成23年度～平成27年度）

地域防災計画（昭和37年度～）

災害廃棄物処理計画（平成28年度策定予定）

市民協働への取り組み

ごみの適正な排出に努めるとともに、市民協働^{*16}によって不法な投棄や、廃棄物の持ち去りなどの早期発見や速やかな除去を行うことができるよう、体制の整備支援と啓発活動を行います。

政策 4：環境について考える人が住むまち

施策 2：生活環境の保全

1：快適な生活環境の確保

重点プロジェクト

Ⅱ-C 関連施策

基本方針

良好な水環境、大気環境、土壌環境を守り、また、日常生活に起因する公害や苦情のないまちを目指します。

本市に生活する市民や事業所の増加に伴って、日常生活や事業活動上でトラブルが発生する場合がありますが、市民の相互理解や、地域コミュニティ^{※24}の形成により、自主的に解決することができ、快適な生活環境を確保できるよう、啓発活動を推進します。

施策をとりまく環境

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下の典型7公害のほか、近年増加傾向にある、日照や通風の阻害、光害、電波障害などや日常生活に起因する公害など、公害の種類は多様化しています。

事業活動などに伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などの公害の発生が懸念され、また、空き地の適正な管理、ペットのふんの適切な処理を怠るなど日常生活にかかわるマナーが守られないことにより、生活環境に被害が生ずるおそれがあります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
空き地の除草受託面積	m ²	12,000	10,000	市民の自主的な解決により受託面積の低下

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画						
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
公害防止のための指導														
環境分析調査の実施														
空き地の除草														
美化推進活動に対する支援														

市民協働への取り組み

特に、日常生活に起因する公害について、地域や市民同士がお互いを気遣い、地域で生活しているという意識醸成のための支援を行います。

政策 4：環境について考える人が住むまち

施策 2：生活環境の保全

2：持続的な地下水の保全と利用の調和

基本方針

地下水は、地域特有の地質や自然や人為的な水循環の巧みな組み合わせによって成り立っている貴重な資源です。

豊富であると考えがちな地下水も、決して無限にあるものではなく、また、地下水は地域で共有する貴重な資源であることを認識し、「持続的な地下水の保全と利用の調和」を基本理念として、その保全対策を地域全体で取り組むことを進めます。

また、地盤沈下の原因ともなる地下水の水位、揚水量、かん養（雨水の地下浸透と地表の水（雨や河川水）が帯水層（地下水が集まっている地層）に浸透し、地下水が供給されること）量などの推移を注視し、近隣市町との連携を保ちながら、地下水の採取規制のあり方を検討します。

施策をとりまく環境

都市化の進展などに伴い、農地などが雨水の浸透しにくい宅地や道路等に変わってきており、地下水がかん養される条件は次第に厳しさを増していることから、かん養の保全に努め、大きな保水力を持つ水田などの機能を、できる限り保全することが必要になります。

また、本市域は手取川扇状地に位置しており、主に砂や石が堆積する浸透性が高い地域です。

地表に流れ出した有害物質などが容易に帯水層へ到着し、地下水を汚染させる可能性があることから、地下水の水量や水質などの保全計画の策定が急務となります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
地下水保全計画の策定	%	0	100	策定の進捗率

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
地下水保全計画の策定													
計画に基づく地下水保全の実施													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

地下水保全計画（平成27年度策定予定）

市民協働への取り組み

節水を心がけ、限りある貴重な水資源の保護と保全のための、意識醸成を図ります。

政策4：環境について考える人が住むまち

施策2：生活環境の保全

3：墓地の確保

重点プロジェクト

Ⅲ－B 関連施策

基本方針

健全な公衆衛生の確保の観点から、公営墓地の適切な管理に努めるとともに、墓地、納骨堂の設置者に対して適正な管理の指導を推進します。

また、既存墓地の拡張について検討を行うとともに、新たな公営墓地公園等の設置を検討します。

新たな墓園の設置は、供養参拝される方の幅広い年齢層を考え、近距離にあり、一定規模の駐車場を持ち、緑地等で囲まれる場所とすることを検討します。

新たな公営墓地の場所については、新市街地整備地区で設置することを検討します。

施策をとりまく環境

本市が、住みたい、住み続けたいと考えてもらえる定住化志向の高いまちとなるためには、生涯にわたって、また、世代を超えて住み続けることのできる環境が必要です。

本市内には、墓地が少なく、また、行政区画が小さく、市街化が進んだ本市の現状では、まとまった墓地の用地を確保することは非常に困難な課題です。

墓地の拡張や新たな墓地の設置のためには、公衆衛生の確保とともに、周辺で生活する市民の理解を十分に得る必要がありますが、「ふるさと野々市」として、安心して住み続けるまちを実現するためには、墓地が必要不可欠であり、定住化を促進するために重点的に検討する必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
墓地区画数（概数）	区画	2,000	5,000	定住化志向の向上 （宗教法人が設置する墓地を除く）

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
公営墓地の適正管理や共同墓地などの適正管理指導													
共同墓地などの拡張に対する支援													
公営墓地の設置検討													

市民協働への取り組み

定住化促進を目的とする公営墓地公園等を設置することについて検討を行うに当たり、市民からの意見を伺い、最良な墓地公園等の設置を行います。

政策 4：環境について考える人が住むまち

施策 3：環境保全のために行動するひとづくり

1：環境教育の充実

基本方針

地球温暖化や廃棄物処理などの環境問題に対する市民の意識は、徐々に高まっています。

環境保全に対する意欲の更なる増進を目指し、環境教育の推進に努め、市民一人ひとりが環境に配慮した地域の形成に参加、参画^{※30}する意識をさらに高めることを支援します。

また、地球環境問題を正しく理解し、一人ひとりが行動するまちを目指して、家庭や学校、地域、職場など、さまざまな機会を通じて環境教育の実施の働きかけや支援を行い、環境の保全に必要な人材の育成に努めます。

スポーツや文化活動、ボランティア活動を通して、五感を使って四季折々の自然にふれあう体験により、自然環境、生物多様性^{※36}の保全の理解を深める機会の提供に努めます。

施策をとりまく環境

環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが、環境に配慮した生活を送る消費者として、環境に対する意識やライフスタイル^{※75}を変えていく必要があります。

また、環境や環境問題に対する興味や関心を高め、必要な知識などを市民が得るための教育や学習の機会を充実する必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
環境教育の機会	人	100	500	町内会が実施するごみ減量等研修会などによる環境保全意識の高揚
環境保全体験事業への参加	人	—	100	田んぼの生き物調査や水、森などの大切さを学ぶことによる環境保全意識の高揚

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
環境保全活動に対する支援													
環境教育などに関する情報提供													
市民への啓発活動													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

市民協働への取り組み

行政が行う環境保全に対する啓発活動や、環境教育の実施についての働きかけにより、市民の環境意識を高めるための支援を行います。

5 みんながキャンパスライフを楽しむまち【生涯学習・教育】

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち

施策1：知・徳・体のバランスが取れた教育の充実

1：確かな学力をはぐくむ教育の推進

基本方針

すべての子どもたちに、学力の重要な3つの要素である「基礎的基本的な知識技能を身につけさせること」、「知識と技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育むこと」、「学習に取り組む意欲を養うこと」を目指します。

学校研究の推進や教職員研修の充実を通じて授業力の向上を図るとともに、小中学校での英語教育の充実に向けた外国語指導助手の配置、情報教育の推進のための情報機器の配備など、授業の充実を図るための人的、物的な教育環境の充実に努めます。

また、幼稚園教育の振興と、経済的な理由によって就学が困難な子どもたちの保護者に対して支援します。

施策をとりまく環境

今日の変化が激しい社会に踏み出す子どもたちには、確かな学力が求められます。

平成23年度、平成24年度から実施された学習指導要領では、「生きる力」を育むという理念のもと、教育内容の充実が図られ、授業時数も増加しています。

これらに対応するため、本市では、教育内容の見直しや教員の資質向上、指導の充実を図ることが必要です。

また、保護者の経済的な理由により就園や就学が制限されることのないように、十分な配慮が必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
「授業が分かりやすい」と答える児童（小6）の割合	%	81.2	85.0	国語・算数を中心とした学習意欲の向上
「授業が分かりやすい」と答える生徒（中3）の割合	%	60.6	70.0	国語・数学を中心とした学習意欲の向上

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
学校研究の推進													
情報教育機器の保守と整備													
特別支援教育※53の推進													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）（平成24年度～平成33年度）

市民協働への取り組み

学校は、教育活動の状況を積極的に保護者に発信し、相互の理解を深め、家庭、地域とともに確かな学力の育成に努めます。

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち

施策1：知・徳・体のバランスが取れた教育の充実

2：豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

基本方針

すべての子どもたちに、自らを律しつつ、他人とともに協調し、人を思いやる心、感動する心など、豊かな人間性を育むことを目指します。

学校では、道徳教育全体計画を作成し、“道徳”の時間を要として、さまざまな行事なども含めた学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図ります。

また、創造力を伸ばし、豊かな感性を育むためには、読書の習慣は大変重要です。

子どもたちが生涯にわたって読書に親しむ基盤を作るため、学校では朝読書や読み聞かせなどの読書活動を推進するとともに、学校図書館の充実を図ります。

さらに、豊かな人間性を育むためには、人とのかかわりが大切です。

学校では、保護者や地域との連携を通じて、家庭や地域での体験活動などを積極的に推進します。

施策をとりまく環境

現代社会では、少子高齢化、高度情報化、経済のグローバル化などが進み、物質的に豊かである一方で、他人を思いやる心の希薄化、規範意識や公共心の低下などが問題となっています。

このような中、より良く生きるための基盤となる豊かな人間性を育むために、学校だけではなく、地域や家庭など、社会全体で積極的に取り組む必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
「近所の人に会ったらあいさつをする」と答える児童（小6）の割合	%	81.2	85.0	豊かな心を持った児童の増加
「近所の人に会ったらあいさつをする」と答える生徒（中3）の割合	%	60.6	70.0	豊かな心を持った生徒の増加
学校図書館 児童生徒一人あたりの貸し出し冊数	冊/年	48	55	読書習慣の定着

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
道徳教育全体計画に即した教育活動の展開													
児童生徒の地域活動への参加促進													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）（平成24年度～平成33年度）

市民協働の取り組み

学校、家庭、地域がより良い連携を深め、地域美化清掃活動など、さまざまな活動に大人と子どもが共に参加することを促します。

政策 5 : みんながキャンパスライフを楽しむまち
施策 1 : 知・徳・体のバランスが取れた教育の充実
3 : 健やかな体をはぐくむ教育の推進

基本方針

すべての子どもたちに、運動に親しむ資質や能力の基礎を育成するとともに、健康や安全、食の大切さについての理解を深め、健康や体力を増進を図ります。

学校では、体育科の授業を通じて発達段階に応じた体系的な指導を行うとともに、体育的な行事や中学校部活動の充実、食育^{*39}の推進を図ります。

施策をとりまく環境

高度情報化社会の飛躍的な進展により、野外で遊ぶよりも携帯電話やゲーム機、パソコンを使って屋内で遊ぶ子どもが増え、このことが基本的な生活習慣の乱れにつながっています。

子どもたちには、仲間と一緒に遊んだり、スポーツをすることの楽しさを体験させ、自分に合った運動を、生涯にわたって親しむ資質や能力を身に付けさせることが求められています。

また、子どもから大人まで、食生活の乱れが指摘されており、その改善を図るためにも、積極的に食育に取り組み、家族の団らんを深め、健やかな体を育むことが大切です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
体力・スポーツテストの結果 (小6)	%	50.1	51.0	児童生徒の体力向上 (石川県平均 50.0%)
体力・スポーツテストの結果 (中3)	%	49.1	50.0	
朝食を食べる児童(小6)の割合	%	94.0	95.0	食育の推進による食生活の改善
朝食を食べる生徒(中3)の割合	%	85.6	90.0	

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
児童生徒の体力アップの推進													
部活動振興の支援													
食育の授業の充実と啓発の推進													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）（平成24年度～平成33年度）

市民協働への取り組み

地域のスポーツ指導者による活動を促進し、地域ぐるみで子どもたちの健康増進と体力向上に努めるとともに、学校やPTAが中心となって、食の大切さを啓発し、家庭での食育の推進を図ります。

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち

施策2：家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり

1：地域に根ざした学校づくり

重点プロジェクト
I-C関連施策

基本方針

地域に根ざした学校づくりを推進するため、保護者や地域住民へ学校のさまざまな情報を積極的に発信します。

郷土資料としての社会科副読本の充実を図り、それを活用して郷土の自然、歴史、人物、文化、産業について学び、郷土や地域社会に対する誇りと愛着を育てます。

また、優れた知識や技術を持つ地域の人材を「まちの先生」として学校へ迎え入れることにより、より一層、地域に根ざした学校づくりを推進します。

施策をとりまく環境

郷土や地域を愛し、道徳意識や社会性を身につける子どもたちを育てるためには、地域の方々との交流や、歴史、文化的施設を積極的に活用した自然体験学習、社会体験学習、職場体験などを行うことが大切です。

また、開かれた学校づくりを目指すため、学校評議員制度や学校評価制度を活用し、家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開することが必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
地域の方と連携した授業の展開	回/年	7	14	本市に対する誇りと愛着心の向上
授業で市内施設を活用した回数	箇所	55	80	ふるさと教育の充実

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
地域をテーマにした学習の推進													
職場体験活動の実施													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）（平成24年度～平成33年度）

市民協働への取り組み

学校公開や、地域の方と連携する授業などの機会を通じて、保護者や地域の方々が学校が行う活動に参加しやすい雰囲気をつくりだします。

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち

施策2：家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり

2：時代の変化に適した学校環境づくり

基本方針

児童や生徒が1日の大半を過ごす学校を、安全で快適な空間として、勉強に励むことのできる環境を整えることを推進します。

小中学校施設の計画的な大規模改造や、設備、備品の充実を図るとともに、普通教室、特別教室などの冷房化を行うなどにより、教育環境の充実を図ります。

また、安全で、安心して、おいしい給食を摂ることができるよう、新たな小学校給食センターを建設し、給食調理を一元化することで、食育^{*39}の一助となるよう更なる学校給食の充実を推進します。

施策をとりまく環境

計画的な小中学校の工事や修繕を行うことにより、児童や生徒に1年を通じて快適な学校環境を提供し、保護者が安心して児童や生徒を学校へ送り出すことができ、また、児童や生徒が安全に学校生活を送ることができる学校施設を整備する必要があります。

また、安全でおいしい給食を提供するため、調理を一元化した小学校給食センターの建設が求められています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
小中学校の大規模改造実施率	%	57	100	快適な環境の学校の増加
小学校給食センターの整備率	%	20	100	整備の進捗率

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
小中学校大規模改造工事の実施													
小学校給食センターの整備													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）（平成24年度～平成33年度）

市民協働への取り組み

地元食材の生産者との交流を深める食育^{*39}を推進し、地元食材の活用と食への感謝の気持ちを育みます。

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち

施策2：家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり

3：青少年の健全育成

基本方針

青少年が健全に育成することは、地域の発展にとって不可欠であり、すべての市民の願いです。家庭、地域、学校、行政がそれぞれの役割を果たしつつ地域全体で、社会的に自立した青少年の育成を図ります。

また、少年育成センター活動の充実を図るとともに、青少年健全育成団体などと連携を図りながら地域の教育力を高めます。

施策をとりまく環境

都市化や情報化などの社会環境の変化に伴い、青少年の非行や問題行動が懸念される中、家庭、地域、学校、行政が連携して、地域全体で青少年を育てていくことが求められています。

少年育成センターが行う各種の巡視活動を通じて、家庭や地域と連携し、非行防止や環境浄化活動^{※11}を行っています。

また、ボランティア探検隊”飛鳥”など青少年ボランティア団体を育成し、青少年が自らの力で積極的に社会的活動を行う気運を盛り上げる必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
巡視活動を行う人数	延べ人	625	687	青少年の問題行動の抑止
青少年ボランティア団体の加入者数	人	31	46	社会的活動への気運高揚

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
環境浄化のための街頭巡視活動の実施													
青少年を有害情報から守る対策の実施													
ボランティア活動の補助、機会の提供													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）（平成24年度～平成33年度）

市民協働への取り組み

ののいちっ子を育てる市民会議などにより、地域全体で健全な青少年を育てるという機運を醸成します。

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち

施策2：家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり

4：学び、支え合う地域社会づくり

基本方針

少子高齢化や核家族化の進行、地域の人々とのつながりの希薄化など、保護者や子どもたちを取り巻く社会が大きく変化するなか、家庭や地域の教育力の低下が指摘されていることから、支え合う地域社会を目指して、家庭、地域、学校の連携を強化しながら社会全体で子どもたちの成長を支援します。

家庭の教育力を高め、保護者と子どもの豊かな育ちを支援するため、子育て中の保護者に対して、さまざまな機会を通じて学習機会を提供するなど、家庭教育に対する意識の高揚と、地域教育力の充実を図ります。

施策をとりまく環境

核家族化や少子化、就業形態の変化などにより、家庭や地域でのしつけがおろそかになるなど教育力の低下が進むなか、どのように家庭での教育力を高めるかが重要な課題です。

本市は、家庭教育サポーターを養成し、保育園での保護者への気軽な相談相手などを行っており、支援活動は定着しつつあります。

各発達段階に応じた保護者への適切な支援や、さまざまな機会を活用した講座を実施するなど、家庭や地域の教育力を高める必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
家庭教育学級の参加人数	人	600	720	家庭教育力を向上
家庭教育サポーター人数	人	23	34	家庭教育力を向上

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画						
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
家庭教育の推進														

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）（平成24年度～平成33年度）

市民協働への取り組み

町内会やPTA、子ども会活動などを通じて、家庭はもとより地域全体で健全な青少年を育てるという機運を醸成します。

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち

施策3：生涯学習社会の充実

1：社会教育の充実

基本方針

社会教育で大切なことは、いつでも、どこでも、誰でも、自由に学習できることです。

生きがいを持って充実した生活を送るために、生涯にわたって自主的な学習活動を続けることができる環境を整えます。

本市の伝統や文化に根ざした創造的で活力ある社会教育を展開するとともに、大学や企業、地域と連携した社会教育の支援体制の充実を図り、市民が自主的、継続的な学習機会を得ることができ、学んだ成果を地域に還元できる学習社会を築くことを推進します。

また、新しい図書館については、建設に向けて市民協働^{※16}に基づく運営体制や、適切な建設場所について検討します。

施策をとりまく環境

地域のつながりが薄れつつあるなか、地域の活性化を図るためには、高齢者や青少年の地域活動への参画^{※30}が課題となります。

また、大学や企業と連携し多様な学習機会の提供を実施するなど、施策が形骸化^{※19}しないよう進める必要があります。

学習ニーズの的確な把握と情報提供、社会教育施設の充実など、市民の主体的な学習活動を支援する必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
講座の参加者数	人/年	858	1,029	市民大学、寿大学、大学院等への参加者増加により、社会教育を充実
自主サークル ^{※27} 数	団体/年	99	108	地区公民館、女性センター等のサークル数増加により、社会教育を充実
施設利用者数	人/年	22,422	24,664	図書館、地区公民館等の利用者数増加により、社会教育を充実

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
図書館の運営と読書の普及活動													
新しい図書館建設に向けた検討													
地区公民館・自主サークルの活動支援													
市民大学・寿大学の運営													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）（平成24年度～平成33年度）

子ども読書活動推進計画（平成22年度～平成26年度）

市民協働への取り組み

社会教育施設の運営審議会などを通じて、市民が社会教育を行うための事業の企画、運営に積極的に参画することができるように努めます。

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち

施策3：生涯学習社会の充実

2：生涯スポーツの普及と振興

基本方針

生涯にわたって健康でいきいきと生活するためには、適度な運動を継続して続けることが効果的です。市民の誰もが気軽に参加でき、生涯のそれぞれの年齢層に合った身近に楽しめる各種のスポーツ教室や、スポーツ大会などを通じて、スポーツ活動の普及を目指します。

誰もが参加しやすいニュースポーツ^{※60}などの普及を促し、生涯スポーツ活動の振興に努めます。

また、地域やスポーツ関係団体との連携強化に努め、高齢者や障害のある方へのスポーツ活動を推進します。

施策をとりまく環境

近年では、ライフスタイル^{※75}の変化などに伴い、健康増進に対する関心が高まっています。

個人、地域、各年齢層に合ったスポーツの普及を図り、生涯にわたって行うことのできる生涯スポーツ活動を振興させることが必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
さわやかスポーツフェスティバル参加人数	人	2,189	3,200	生涯スポーツの普及
ニュースポーツ大会参加人数	人	107	200	生涯スポーツの振興

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
さわやかスポーツフェスティバルの実施													
ニュースポーツ大会の実施													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）（平成24年度～平成33年度）

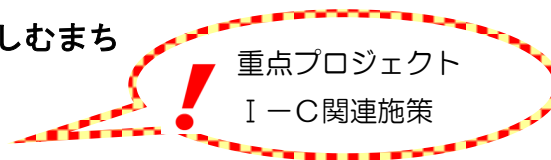
市民協働への取り組み

スポーツ関係団体や民間のスポーツクラブ、体育指導委員連絡協議会の行う活動と連携を図り、市民の自主的な生涯スポーツ活動への参加と参画^{※30}を促します。

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち

施策4：文化・スポーツ活動の充実

1：市民文化・市民芸術の活性化



基本方針

多彩で個性豊かな、野々市らしさが溢れる市民文化と市民芸術の創造を目指し、市民参加型の催し物を企画するとともに、市民が主体となって企画し、運営する催し物に対して、活動を支援します。

また、市民が利用しやすい文化施設の環境を充実させ、各協会やサークル^{※27}など市民の文化芸術の活動を支援し、活性化を促します。

感性が豊かな幼少期に、優れた芸術を鑑賞する機会を提供し、生涯を通じて芸術文化に親しみやすい気風、風土の醸成に努めます。

施策をとりまく環境

心の豊かさを求めるという価値観が高まる中、文化芸術の鑑賞や活動に対する関心が高まっています。芸術文化は、創造力豊かなひとづくりと活気あるまちづくりには欠かせないものです。

市民が身近で気軽に芸術文化活動に参加できる機会の拡充が求められています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
美術展出品数	点	111	120	協会員・市民による作品出品数増加による市民文化・芸術の振興
椿まつり入場者数	人	6,000	7,000	市花木「椿」を題材とした芸術文化の発信による市民文化・芸術の振興
芸術鑑賞教室の開催	回/年	2	3	若年層が芸術文化に親しむ機会の提供による市民文化・芸術の振興

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
美術展の開催													
椿まつりの開催													
芸術鑑賞教室の促進													

市民協働への取り組み

市民が自主的に企画し、運営する催し物に対して支援を行い、市民文化と市民芸術の創造を促します。

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち

施策4：文化・スポーツ活動の充実

2：スポーツ団体の育成

基本方針

スポーツ少年団の団員や、体育協会の会員の増加を図り、活動拠点となる体育施設等の有効的な利用を図るとともに、学校体育施設を最大限に開放し、利用促進に努めます。

また、新たなスポーツ人口の増加を図るため、地域でのネットワークの構築を拡大し、企業やスポーツクラブ、高校や大学との連携を深め、優秀な選手の発掘に努めます。

このほか、競技力の向上と指導者の育成にも力点を置き、スポーツが盛んな活気あるまちづくりを進めます。

施策をとりまく環境

スポーツ団体の活発な活動を支援するとともに、スポーツ人口の拡大、優秀な選手の発掘や競技力向上のために欠かすことができない指導者を継続的に養成することが求められています。

また、活動の拠点となる既存施設の整備とともに、新たな施設の必要性やあり方について検討が必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
スポーツ少年団の団員数	人	528	800	団員増加による団体の活性化とスポーツ人口の拡大
スポーツ少年団の指導者数	人	104	160	指導者増加による団体の活性化とスポーツ人口の拡大
体育協会員の会員数	人	1,210	1,800	会員増加によるスポーツ団体の活性化

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
スポーツ指導員の育成													
体育協会への選手発掘・育成の助成													
石川県民体育大会への選手出場の啓発													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）（平成24年度～平成33年度）

市民協働への取り組み

体育協会やスポーツ少年団、認定クラブ、民間スポーツクラブ、高校、大学のスポーツ活動と行政の連携を図り、市民の自主的な競技スポーツ活動への参加と参画^{*30}を促します。

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち

施策5：文化の継承と創造と担い手の育成

1：文化財と文化資産の活用

重点プロジェクト

I-C関連施策

基本方針

歴史と文化に恵まれた本市には、古くは約3,900年前の縄文時代から現在に至るまで、連綿と続く人々の営みの証が記されています。

なかでも、御経塚遺跡は縄文時代後期から晩期の北陸を代表する集落跡で、出土品4,219点が重要文化財に指定されています。

この貴重な文化資産の価値を広く市内外にアピールし、文化財愛護の精神と、ふるさとに対する愛情を育むために、催し物やインターネット上に開設するデジタル資料館などを活用し、年間を通して本市の貴重な文化財の存在の発信を推進します。

また、豊富に存在する有形・無形の文化財を、市民が身近に感じるよう、普及啓発を図ります。

施策をとりまく環境

文化力に優れたまちを作るためには、市民が野々市の持つ歴史的な魅力や個性を理解し、文化財愛護の精神を高揚させることが必要です。

文化財の普及と啓発を促すために文化財に関する企画展などを行っていますが、年間を通して市民参加型の催し物の企画立案や、広報活動を推進する必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
文化財普及啓発活動への参加者人数	人/年	900	1,000	参加者の増加による文化財への愛護精神などの高揚
文化財施設の利用者数	人/年	4,400	5,000	利用者増加による文化財への愛護精神などの高揚
デジタル資料館へのアクセス数	人/年	—	1,500	貴重な文化財の存在の周知

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
文化財の普及啓発活動													
文化財企画展の実施													
デジタル資料館の開設と運営													

市民協働への取り組み

市民が自主的に企画し、運営する文化財普及に関する催し物に対して支援を行い、市民による文化財保全活動への意識醸成を促します。

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち

施策5：文化の継承と創造と担い手の育成

2：ののいちの歴史再発見

重点プロジェクト

I-C/II-A/III-C関連施策

基本方針

本市には、御経塚遺跡と末松廃寺跡の2つの貴重な国指定史跡が存在しています。

末松廃寺跡については、詳細な発掘調査を実施し、新たなガイドンス^{※9}施設の建設も視野に入れて魅力ある再整備を図ります。

また、他にも多く存在する市指定文化財や未指定の史跡などについても、案内板の整備や冊子”ののいち歴史探訪”の活用を通して、市民にその魅力の再発見を促します。

歴史遺産による野々市ブランドを確立し、市内外に誇ることでできるまちづくりを目指します。

施策をとりまく環境

国指定史跡末松廃寺跡の更なる調査により、新たな発見を求め、その成果に基づく遺跡の再整備が必要です。

また、国指定史跡御経塚遺跡についても、再整備計画の検討が必要です。

本市に存在する文化財を広く周知するため、”観光ボランティアガイド”などの活用により、さらに周知を図る必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
末松廃寺跡発掘調査の進捗率	%	0	100	発掘調査の実施
末松廃寺跡の再整備率	%	0	100	史跡公園の再整備によるまちの魅力向上
史跡案内看板の整備数	基	7	20	市内に存在する史跡に設置・更新し、まちの魅力向上

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
発掘調査の実施													
史跡公園の再整備													
史跡案内看板の整備													

市民協働への取り組み

本市が行う啓発活動、文化財の保護や普及活動とともに、市民の力によって文化財の周知を図るために、そのガイドを行うための組織づくりと研究を行います。

6 野々市産の活気あふれるまち【産業振興】

政策6：野々市産の活気あふれるまち

施策1：商工業の活性化

1：地域資源を活かした産業の活性化

重点プロジェクト

Ⅱ-B関連施策

基本方針

人、モノ、情報、知識、技術といった地域固有の特色ある資源を掘り起こし、活用することにより、地域経済の担い手である中小企業の事業活動を促進し、地域産業の活性化を図ります。

県産業創出支援機構や中小企業基盤整備機構など支援機関をはじめ、大学などの研究機関との連携や異業種交流^{※4}などにより、地域の産物を活かした商品開発、特産品の販路拡大など、農商工の連携・活性化を推進します。

施策をとりまく環境

本市においては、都市基盤整備の進展により、大型店をはじめ、新たな商業施設の進出が進む一方で、既存の商店数や企業、従業員数は減少傾向にあります。

このような現状を踏まえ、大学が立地する本市の強みを活かした産学官^{※31}や農商工の連携による地域産業の活性化が求められています。

さらに、地域の特色ある資源の掘り起こしと大学などの研究機関や産業間の連携をコーディネート^{※23}する体制づくりが必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
年間商品販売額	億円	2,662	2,760	販売額増加による地場産業の活性化
特産品数	品	11	20	地域資源活用の増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画						
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
産学連携への支援														
商工業の振興														
若手経営者・管理者の養成														

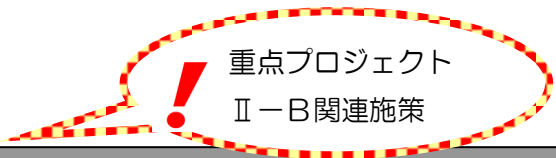
市民協働への取り組み

市内にある団体や大学などとの連携する組織づくりにより、新たな地域資源の発掘に努めるとともに、市民参加、参画^{※30}による地域資源の発掘や周知を促します。

政策 6 : 野々市産の活気あふれるまち

施策 1 : 商工業の活性化

2 : 経営体質、基盤の強化と起業化支援



基本方針

事業者のニーズに合わせた情報提供や相談体制の充実を図るとともに、県や商工会などと連携しながら企業の経営改善を支援します。

経営の安定化、近代化を図るため、融資制度の充実を図るとともに、国や県の融資制度や支援機関などの情報提供や、いしかわ大学連携インキュベータ^{※6} (i-BIRD)を中心とした産学官^{※31}連携による起業化支援に努めます。

さらに、魅力ある商店街づくりや次世代リーダーの育成を支援するとともに、企業の新規分野への進出や起業化支援を推進します。

施策をとりまく環境

経済変動の激しい中、魅力ある商店・商店街を育成し地域経済の活性化を図ることが必要ですが、後継者の確保が難しいといった商店経営の問題や空き店舗の増加、商店街活動の低迷などの課題があります。

また、制度融資をはじめとした中小企業への金融支援、経営改善への支援の拡充、中小企業が新製品や新技術開発に取り組みやすい環境を整えることが求められています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市融資（設備投資）制度利用件数	件	4	12	経営体質・基盤の強化
新製品・販路開拓補助金交付件数	件	3	10	経営体質・基盤の強化
インキュベータ入居企業支援件数	件	9	20	市内での起業を促進

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
商工業融資制度による支援													
新製品開発・販路開拓の支援													
インキュベーション ^{※5} 施設の支援													

市民協働への取り組み

中小企業に対する経営の安定を促すため、融資制度による支援を行うとともに、企業の自助努力による経営手法の刷新や人材育成を促します。

政策6：野々市産の活気あふれるまち

施策1：商工業の活性化

3：北陸新幹線開業に伴う商工業の活性化

重点プロジェクト

Ⅱ-B関連施策

基本方針

北陸新幹線開業により、多くの来県者が期待できる中、さまざまな分野においてビジネスチャンスが生まれる絶好の機会が訪れます。

地場製品のブランド化と販路拡大など市場創出に取り組むとともに、ひとつの商品やひとつのサービスの開発と発掘を通して、各事業所や個店が意識高揚を図りながら活力を持つことのできる活動を推進します。

また、首都圏などで活躍の野々市ゆかりの人材を産業振興アドバイザーとして登録し、特産品開発、企業誘致などで助言を求めることにより、地元商工業の活性化を目指します。

施策をとりまく環境

市民が地域に愛着を持ち、来訪者が魅力を感じることでできる特色あるまちづくりにつながる商業、サービス業の振興を進めていく必要があります。

また、他県や他市町の方々が、本市に興味を持ってもらうことのできるよう、広報活動を強化する必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
野々市認定ブランド商品数	数	—	10	地域資源増加によるまちの魅力向上

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
野々市ブランド商品の創出支援													
首都圏等での物産展の開催													

市民協働への取り組み

市民と行政、市民同士の協働^{*16}によって、新たな野々市ブランド商品を創り出し、また、地域が発信する商品の開発と販売を通じて、野々市の持つ魅力の広報活動を図ります。

政策6：野々市産の活気あふれるまち

施策2：農業の活性化

1：魅力ある農産物の生産と地産地消の推進

重点プロジェクト

Ⅲ-A 関連施策

基本方針

農作物の生産振興と産地化の促進や新たな特産物の生産、広報活動を推進し、地域農業の活性化を図ります。

また、食の安全安心に対する消費者の関心が高まる中、地場農産物^{※32}の利用拡大、安定した生産力の確保のため、作付け面積の拡大を進めます。

これらを推進するために、学校給食への地場農産物の使用回数の増加や、農産物販売を行う生産者団体への支援強化、イベント参加による広報活動などを行い、地域生産、地域消費を推進します。

施策をとりまく環境

生産者の高齢化、担い手不足や農地の減少など農業生産を取りまく環境の悪化を背景に、キウイフルーツをはじめとする農産物の生産が減少しており、新たな地域振興作物の生産や加工品による付加価値を高めた新たな特産品を奨励し、生産者が意欲的に取り組める環境整備が必要です。

また、近年の、食の安全に対する関心の高まりを背景として、地場農産物の地産地消^{※44}や都市型近郊農業^{※54}の推進に向けた取り組みの充実が求められており、生産者が効率的で安定的な農産物の供給体制を整えるとともに、高品質な農産物の生産や販売に取り組むことができる環境と仕組みを整えることが必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
地域特産物作付け面積	a	20	30	特産物ヤーコン作付け面積増加による地域農業の活性化
生産者団体による直売回数	回	63	66	地産地消の推進
イベント参加による周知回数	回	0	3	地産地消の推進

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
地域特産加工品の普及促進													
特産物の振興													
農業者戸別所得補償制度の推進													
農業振興への対策													
農業フェスティバルへの助成													

市民協働への取り組み

地域振興に寄与する農作物の生産を促し、その農作物に付加価値を加え、野々市ブランド農作物として、野々市の持つ魅力の広報活動を図ります。

また、地場農産物を通じた生産者と市民の交流や学校給食の献立として私用するなどを通じ、地域生産、地域消費の考え方を浸透します。

政策 6：野々市産の活気あふれるまち

施策 2：農業の活性化

2：各種関係団体との連携による農業振興

基本方針

生産団体や担い手の育成、農作業の効率化に向けた取り組みを効果的に行うため、農業協同組合をはじめとする関係団体と連携し、総合的な支援を充実し、本市の農業振興を図ります。

担い手への農用地利用集積の推進や、遊休農地^{※72}を活用した市民農園^{※33}の利用拡充などにより、優良農地の保全を行うとともに、農道や水路などの適正な維持管理に努め、より良い耕作環境を守り、農業生産の基盤強化を図ります。

また、地域の方々や学校などと連携し、食や環境のことを考える農業体験や、農業とのふれあいイベントなどを通じて、将来を担う子ども達に食の大切さや農業への関心を高めることを進めます。

施策をとりまく環境

農業を取り巻く環境は、都市化の進展や産業構造の変化とともに、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農家人口、農地面積が減少し、農地の遊休化が懸念されています。

また、担い手への農用地利用集積による農業生産の効率化が求められています。

農業者の高齢化や農作物価格の低迷から生じる新しい就農者の不足などの課題への取り組みに対しては、農業を振興する関係団体との連携強化が必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
各関係団体との振興会議の回数	回	0	4	農業振興に関する会議により農業の充実
農用地の利用集積面積	ha	60.4	62.9	農用地の利用増加による農業振興
認定農業者 ^{※61} の人数	人	6	8	市が認定した農業者増加による農業振興
市民（体験）農園の面積	ha	1.6	1.7	新たな担い手の育成による農業への理解向上

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
営農活性化の推進													
中核農家 ^{※46} の育成													
農業経営基盤の強化促進													
農業基盤の活性化													

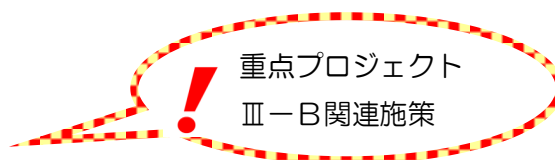
市民協働への取り組み

市民が体験することのできる農園などへ参加や、農業を振興する団体との連携強化、振興会議などを通じ、農業への知識を高め参画^{※30}意欲を促し、農業の担い手不足を解消します。

政策6：野々市産の活気あふれるまち

施策3：勤労者福祉の充実

1：就労環境の推進と余暇活動の支援



基本方針

勤労者が安心して働き、豊かな生活を送ることのできる環境をつくるため、国や県と連携した就業機会の拡充と雇用の確保と勤労者の福利厚生の実施に努めます。

若年者や中高年齢者、障害のある方の雇用支援、勤労者の住宅取得支援、生活資金融資利子補給などの各種助成制度を活用し、安定的に働くことのできる環境整備のための支援を推進します。

また、文化活動やスポーツやレクリエーション活動への参加の機会づくりに取り組むとともに、勤労者福祉団体の育成に努めます。

施策をとりまく環境

少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少が懸念されるとともに、景気の低迷による雇用情勢の悪化が課題となっています。

市民が安心して安定した生活を送るため、若年者や中高年齢者、障害のある方など、誰もが働きやすい環境づくりと就業機会の拡大が必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
有効求人倍率 ^{*71}	倍	0.57	1.0	求人の増加による雇用の確保
雇用増進奨励金の交付件数	件/年	14	20	雇用の増加
勤労者住宅取得支援の件数	件/年	68	95	安心して生活する市民の増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
雇用増進奨励金の交付													
勤労者支援のための各種助成制度													

市民協働への取り組み

ハローワーク（職業安定所）などと連携し、就業に関する情報の提供に努め、文化やスポーツに関する勤労者の余暇活動への参加を促すとともに、元気で働くことのできる環境づくりを促します。

政策6：野々市産の活気あふれるまち

施策4：観光資源の発掘

1：ののいちの魅力創造と発信

重点プロジェクト

Ⅱ-A/Ⅲ-A関連施策

基本方針

市民、企業、さまざまな団体、行政などが共に力を合わせて、まち全体で新たな魅力を生み出すため、本市の自然や歴史、文化に触れながら、本市特産品による郷土料理や創作料理を味わい、見て、体験して、感じられるまちを創ることを推進します。

また、観光物産協会の設立を目指すとともに、観光などに携わる団体などと連携して、本市の魅力を再発見する取り組みをはじめ、テレビや映画のロケーション誘致などの活動を通じて、広く本市の魅力の発信を推進します。

施策をとりまく環境

本市の地域資源を有効に活用し、新たな魅力を発掘することにより、野々市の魅力を市内外に発信することが求められています。

また、市民に親しみのあるまちづくりを進めるうえで、市のオリジナルキャラクター”のっティ”を効果的に活用するとともに、本市を出身地とする各界著名人の力をお借りすることも必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
観光ボランティアガイドの人数	人	—	25	本市の魅力向上
観光ボランティアガイド活動件数	件	—	20	本市の魅力向上
観光物産協会の設立数	数	なし	設立	本市の魅力向上

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
観光ボランティアガイドの養成													
観光ボランティアガイド団体への支援													
観光、地域資源の宣伝活動													

市民協働への取り組み

観光ルート整備や観光ボランティアガイドの育成、ガイド団体への支援とともに、本市の魅力づくりのための活動への参加や参画^{*30}を促します。

政策 6：野々市産の活気あふれるまち

施策 4：観光資源の発掘

2：賑わいの創出と交流人口の拡大

重点プロジェクト

Ⅱ－A関連施策

基本方針

毎年8月に開催する”野々市じょんからまつり”は、県内有数のまつりとして定着しました。催し物の内容充実と、市内外への広報を強化し、まちなかでの賑わい創出と交流人口の拡大に努めます。

また、地域のさまざまな資源を活用し、市民が主体的に企画や運営を行う地域活性化に発展する催し物への支援を図ります。

市内外から多くの観光客を呼び、賑わいの創出を図るとともに、市民の地域への誇りと愛着が根づくまちを目指します。

施策をとりまく環境

市民参加型のまつりとして親しまれている”野々市じょんからまつり”は、本市の観光の中心として、更なる内容の充実が求められています。

また、地域の連帯感の強化や活性化に向けて、おどりの講習会を継続するとともに、市民自らがそれぞれの地域行事の復活や新たな催し物の実施などに取り組むことが求められています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
野々市じょんからまつり来場者数	人	30,000	32,000	本市のにぎわい向上

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
野々市じょんからまつりの開催													
野々市じょんからおどりの普及活動													

市民協働への取り組み

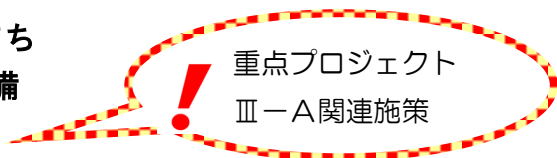
市民の野々市じょんからまつりへの参加はもとより、市民自らが企画、運営する催し物への支援を行うとともに、それぞれの地域で行われる伝統行事や地域行事にも積極的に市民が参加、参画^{※30}しやすい機運を育みます。

7 暮らし充実 快適がゆきとどくまち【都市基盤】

政策7：くらし充実 快適がゆきとどくまち

施策1：魅力ある街並み形成と住環境整備

1：良好な市街地環境の創出



基本方針

快適な市街地を確保するため、無秩序に形成される市街化を抑制し、居住・就業・憩い・賑わいなどの各機能がバランス良く配置されるよう、計画的な土地利用を推進します。

産学官^{*31}連携による新たな産業の創出など、本市がさらに発展するために必要な開発を行うとともに、都市近郊型農地などの自然と都市的環境が調和した計画的な基盤整備を推進します。

また、これまでに整備した市街地においても、安心して住み続けられる質の高い居住環境の創出を図ります。

施策をとりまく環境

本市の人口は増加傾向にあります。旧市街地の空洞化や高齢化、工場の市外移転といった課題が発生しています。

低炭素社会^{*49}に向けて、集約型都市構造^{*38}への転換が求められる中、良好な居住環境の維持、改善や産業基盤の創造のために、各地区の特性に応じたまちづくりを進める必要があります。

また、用地の取得を予定している石川県立養護学校跡地の有益な利用方法について、市民の意見を踏まえて検討を重ねる必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市街化区域面積	ha	950	1,020	快適な生活環境の増加
まちづくり委員会団体数	団体	7	10	市民の考えに基づく快適な市街地の増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
土地区画整理事業 ^{*57} の実施													
県立大学周辺の整備													
県立養護学校跡地の利用方策検討													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

都市計画マスタープラン^{*56}（平成24年度～平成37年度）

市民協働への取り組み

それぞれの地域に生活する市民による、まちづくり検討委員会などでの意見を踏まえて、地域の意見を行政が共有し、住みやすい地域を創造するための体制を整えます。

政策 7：くらし充実 快適がゆきとどくまち

施策 1：魅力ある街並み形成と住環境整備

2：居住水準の向上と定住都市の実現

基本方針

居住水準^{*14}の向上と定住都市の実現を目指し、一定規模以上の開发行為については、道路、公園などの公共施設や排水設備など必要な施設の整備を適正に誘導し、良好な宅地水準の確保に努めます。

また、建築物に係る審査・指導業務や地区計画などを通して、安全で豊かさを実感できる質の高い居住環境の確保に努めます。

市営住宅は、適正な戸数を確保するとともに、定期的な点検と修繕を実施して長寿命化を図り、安全で安心して住める良好な居住水準を備えた整備を進めます。

施策をとりまく環境

本市は県内他自治体と比較すると持ち家の割合が低く、マイホーム取得などにより市外へ異動する市民が多い傾向にあります。

本市への定住志向を向上するためには、市民が本市に愛着を持ってもらうことのできる取り組みが必要です。

また、少子高齢化の進展や家族構成、ライフスタイル^{*75}が多様化する中、住宅の質の向上と安全で住みやすい居住環境を確保することが求められています。

本市は、土地区画整理事業^{*57}などによる急激な人口増加による都市化の現象が著しい反面、小規模な開発が拡散していることから、住宅の造成や建築物の指導を強化し、無秩序な都市化が行われることを規制し、良好な環境を備えた開発を行うことが求められます。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市営住宅の戸数	戸	30	40	子育て世代などの居住推進などによる定住化の促進
地区計画や各種協定の導入地区	地区	7	9	良好な居住環境が確保された地区の増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
定住化の促進													
地区計画などによる環境形成													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

都市計画マスタープラン^{*56}（平成24年度～平成37年度）

公営住宅等長寿命化計画（平成21年度～平成30年度）

市民協働への取り組み

市民の居住ニーズが多様化、高度化する中、豊かな住環境は市民と行政が共に力を合わせて創り上げるという考えを醸成するとともに、市民が、本市と自らの生活する地域に愛着を持ち、後世に良好な環境を残すという考えを醸成します。

政策7：くらし充実 快適がゆきとどくまち

施策1：魅力ある街並み形成と住環境整備

3：魅力ある街並みづくりの推進

重点プロジェクト

Ⅱ-C/Ⅲ-A関連施策

基本方針

ゆとりと潤いを感じることでできる生活環境を創出するため、市内に点在する自然環境や歴史、文化などの地域資源を活かし、市民、企業、行政が一体となって魅力ある景観の創造を図ります。

特に、歴史的な街並みの保全を図るため、くらしのみちゾーン（旧北国街道）の整備を継続的に進めるとともに、良好な景観の保全と創出に向けた取り組みを推進します。

さらに、都市の魅力を高めていくうえで、歴史的な街並みを保全すべき地区や、文化教育施設を中心とした”市の顔”となる地域においては、道路整備に伴う無電柱化などを行い景観の向上を図ります。

また、道路に親しみを感じ、愛着が持つことができるよう、道路の愛称を募集するなどにより、広く市民に浸透するよう努めます。

施策をとりまく環境

景観に対する市民の意識は高まっており、豊かな心で住み続けられるよう、市民、企業、行政が連携し、より良好な景観を創り、守り、育てることが求められています。

特に、旧北国街道沿いでは、ライフスタイル^{※75}の変化などにより伝統的様式の建造物などが減少しており、歴史的な趣のある街並みや建造物を保全する必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
無電柱化地区数	箇所	8	10	幹線道路沿線の無電柱化による景観の向上

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
道路愛称名の募集													
まちづくり委員会の推進													
無電柱化の推進													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

都市計画マスタープラン^{※56}（平成24年度～平成37年度）

市民協働への取り組み

まちに愛着を感じてもらえることできるように、道路の愛称を募集するなど、市民が親しみを持って、生活できる機運を育みます。

政策7：くらし充実 快適がゆきとどくまち

施策1：魅力ある街並み形成と住環境整備

4：憩いと安心に満ちた緑の空間づくり

基本方針

地域の特性や状況に応じて、計画的に公園や緑地を整備するとともに、道路や水辺空間などの緑化や、家庭、企業など私有地の緑化を推進し、水や緑の安らぎや憩いなどの効用を活用した快適で心地よい緑のネットワークの創出を図ります。

また、公園のベンチや遊具などの施設の安全性向上とユニバーサルデザイン^{※73}の導入を促進することにより、多様化する市民ニーズへの対応を図るとともに、市民と行政が共に力をあわせ、身近な公園づくりと里親制度^{※29}による公園の管理を推進します。

施策をとりまく環境

公園や緑地は、憩いや安らぎの場のほか、災害発生時の避難場所としての機能を有し、多様化する社会的な要請にも的確に答えていくことが求められています。

進展する少子高齢化社会では、公園に対する各世代からのニーズが多様化しており、施設の充実や安全性の向上、公園用途の再構築などが求められています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市民1人当たりの公園・緑地面積	m ² /人	6	8	憩いや安らぎのある緑地の増加
リニューアルされた公園数	箇所	1	5	市民ニーズに応じ、公園施設や遊具を改修し、快適な公園を増加
アダプトプログラム ^{※3} 締結団体数	団体	18	21	市民の手による公園の管理の増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
都市公園の整備													
既設公園のリニューアル													
市民参加による身近な公園づくり													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

都市計画マスタープラン^{※56}（平成24年度～平成37年度）

緑の基本計画^{※70}（平成11年度～平成27年度）

市民協働への取り組み

市民の手による身近な公園づくり、また、里親制度を活用した公園づくりを支援し、市民に必要なとされる公園の姿を検討します。

政策 7：くらし充実 快適がゆきとどくまち

施策 2：交通の円滑化と公共交通網の充実

1：便利で快適な道路網の整備

基本方針

市民の安全な生活環境を整え、また、交通量の増大による交通渋滞の緩和など交通の円滑化を図るため、便利で快適な道路網の整備を推進します。

都市間の円滑な移動を支える地域高規格道路“金沢外環状道路”の早期完成や国道8号、157号をはじめとする広域幹線道路^{※22}、市内の円滑な交通流動を促す都市計画道路^{※55}などによる道路網の整備促進や機能強化を図ります。

また、地域内の狭あいな生活道路の改善をはじめ、歩行者や自転車が安全で快適に移動できるよう、ひとに優しい道路環境を目指し、歩いて暮らせるまちの実現に向けた取り組みを推進します。

施策をとりまく環境

これまでは増加する自動車需要に対応した道路整備を中心に進めてきましたが、都市の成長を見極めながら適正な道路網を整備と、歩行者の安全性や環境などに配慮した道路環境の整備を進める必要があります。

生活に密着した生活道路は、良好な居住環境を確保するうえで重要な役割を果たしています。

しかし、道路の幅が狭い“狭あい道路^{※15}”は、防災や救急、消防、日照、通風などの障害となることから、狭あいな生活道路の整備にあたっては、交通などに支障のある箇所を的確に把握し、それぞれの状況に応じた道路の整備が必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
都市計画道路整備延長	km	43	46	市内の円滑な交通流動を図るための増加
狭あい道路の整備箇所数	箇所	—	+50	密集住宅市街地の狭あい道路の解消

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
都市計画街路の整備													
狭あい道路の整備													
道路・橋梁の長寿命化													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

都市計画マスタープラン^{※56}（平成24年度～平成37年度）

市民協働への取り組み

まちに愛着を感じてもらえることができるように、道路や街路樹などを地域で管理することなどへの支援を行います。

政策7：くらし充実 快適がゆきとどくまち

施策2：交通の円滑化と公共交通網の充実

2：雪対策の充実

基本方針

冬季の市民生活や産業活動に支障を来たすことがないように、国や県との連携により、機械除雪体制の強化や消融雪施設の延長などを進め、雪に強いまちづくりを推進します。

また、アダプトプログラム^{※3}などにより市民との協力体制による生活道路の除雪や歩道除雪体制の強化を推進するとともに、降雪期間の交通渋滞や交通事故を防ぐため、公共交通利用を促します。

施策をとりまく環境

北陸地方に生活する私たちにとって、冬季の降雪は当然のものであり、また、克服すべき課題です。降雪によって日常の通勤や通学が妨げられることのないよう、市民生活を支える道路空間の確保は欠かせることができません。

行政による除雪対策だけでは、市内すべての要請に対応することは困難なため、市民と行政が一体となった取り組みが必要です。

また、除雪体制の強化を図るためには、本市が保有する除雪機械の充実を図る必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
消雪装置集中管理施設数	基	38	41	適切な消雪装置の管理施設の増加
消雪設置済の路線延長	km	49	52	降雪による道路の妨げにならない路線の増加
アダプトプログラム締結団体数	団体	5	10	市民の手による除雪体制の強化

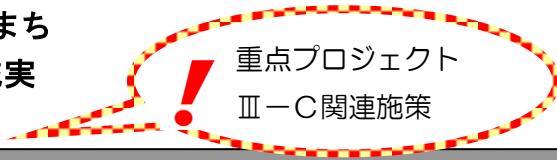
施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
土木防災システムの整備													
消雪配管の整備													
アダプトプログラムへの参画 ^{※30} 促進													

市民協働への取り組み

道路の里親制度^{※29}であるアダプトプログラムの促進により、市民や企業の方による除雪活動を促すとともに、それぞれの自宅前などにおいても、積極的に除雪活動を行う市民の育成を目指します。

政策 7：くらし充実 快適がゆきとどくまち
施策 2：交通の円滑化と公共交通網の充実
3：地域公共交通の利便性向上



基本方針

二酸化炭素排出量の抑制による地球環境の保全や、交通渋滞の緩和などのため、地域に根付いたバスや鉄道などの公共交通の利用を促進します。

JR北陸本線や北陸鉄道石川線の輸送サービスの充実を公共交通事業者へ働きかけ、利用者の利便性向上を図るとともに、路線バスなどの公共交通機関相互の連携強化による活性化を促します。

また、コミュニティバス※25 のつていは、福祉、環境、運営面などの総合的な観点と、利用者の視点に立ち、地域の生活を支える身近な公共交通として、安全で効率的な運営を図ります。

施策をとりまく環境

コミュニティバス“のつてい”は、市民の身近な足として、平成15年9月の運行開始から好評をいただき、平成22年6月には乗車100万人を突破しました。

バスに採用したキャラクターも年齢を問わず広く市民に愛され、今では本市のイメージキャラクターとして定着し、市内外に知られています。

一方、公共交通を取り巻く情勢は、クルマ社会の進展とともに衰退傾向にあり、公共交通機関の利用者が減少し、公共交通のサービスが低下するといった悪循環に陥っています。

高齢社会の到来や地球環境問題の深刻化などに対応するためにも、コミュニティバス“のつてい”をはじめとする、地域の公共交通を守り育てていくことが強く求められています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
コミュニティバス利用者数	万人/年	15	16	公共交通の利用者数増加 (コミュニティバス)
JR北陸本線1日平均利用者数	日/人	2,618	2,880	公共交通の利用者数増加 (JR野々市駅)
北陸鉄道石川線1日平均利用者数	日/人	591	650	公共交通の利用者数増加 (北陸鉄道石川線市内3駅合計)

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
都市交通の円滑化対策													
JR野々市駅前広場の整備													
コミュニティバスの乗り継ぎ場の整備													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

- 都市計画マスタープラン※56（平成24年度～平成37年度）
- 地域公共交通総合連携計画（平成22年度～平成24年度）

市民協働への取り組み

公共交通事業者の自助努力のもと、市民のための地域公共交通であるバスや電車に有益さを感じることができるよう、その積極的な利用を促します。

政策7：くらし充実 快適がゆきとどくまち

施策3：雨水排水対策の充実

1：雨水排水対策の充実

基本方針

短時間に多量の降雨があった場合、都市化が進む本市では、アスファルトやコンクリートで覆われ雨水を地面が吸収することができず、瞬時に水路に流れ込むことによる都市型の水害の発生が懸念されます。

都市型水害の減災を図るため、雨水の排水機能を充実するための河川の整備や雨水幹線、道路側溝の整備、また、雨水の地下への浸透を促し、河川などへの負担の軽減を図ります。

河川や雨水幹線などの整備とともに、公共施設や事業所、一般家庭においても、雨水の貯留、浸透施設の設置を促し、雨水流出量を抑制することで都市型水害の発生防止を図ります。

施策をとりまく環境

市街地の拡大により、短時間に雨水が河川に流出することは、都市型水害の原因につながることから、計画的、効率的な河川や雨水幹線などの整備を図る必要があります。

また、河川への雨水の流出量を抑制するために、雨水貯留や浸透施設の設置を進めるとともに、これらの設置を促すためには、開発事業者の協力や理解が不可欠です。

準用河川十人川の改修は、平成26年度に完了を予定しており、また、二級河川^{※59}の延伸の検討が必要です。

本市が管理する河川への水位計の設置や、関係団体との情報ネットワークを確立することより、万が一、都市型の水害が発生した場合の被害軽減を図る必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
雨水幹線の整備面積	ha	196	225	都市型水害の発生抑制
雨水排水量の抑制率	%	0	-3	雨水流出量の抑制

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
雨水幹線の整備													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

犀川左岸地区総合的治水対策計画（平成26年度～）

市民協働への取り組み

雨水排水対策施設の設置や大規模な企業、一般家庭での雨水排水対策を補助するための制度を創設することにより、貯留浸透施設の設置協力を促します。

政策 7：くらし充実 快適がゆきとどくまち

施策 4：循環する水資源の適正利用

1：安全で安定した水の供給

基本方針

水は日常生活に欠かすことができないものです。

安心して利用できる安全で良質な水を、安定して供給する体制を保持し続けるため、水源と給水栓の水質や水源井戸の監視の徹底を図るとともに、水道施設の更新や地震などの災害対策を図り、“安全・安心・安定”した水の供給を図ります。

施策をとりまく環境

本市の上水道は、自己水源（深井戸）と石川県営水道用水を水源としており、現在、約78%を自己水源として供給しています。

昭和39年から施設整備を進め、段階的に給水区域の拡張を行い上水道の普及に努めてきましたが、今後も安全で安心な水を安定的に供給するため、上水道施設の更新を進めなければなりません。

特に、東部浄水場において永続的に安全・安心・安定した水を供給するためには、水の供給を止めることなく施設の更新などを行う必要があることから、新たな用地を取得する必要があります。

また、上水道において使用される電力に対しても CO2 削減が求められており、特に配水ポンプ設備の更新には、高効率機器を採用することが求められます。

さらに、災害対策として、基幹管路^{※12}の耐震化や危機管理体制の強化が必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
配水ポンプの高効率化による CO2 削減率	%	1.2	9.6	環境保全のため、配水量に対する CO2 削減（対平成 21 年度）

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
老朽化施設の更新													
東部浄水場の用地取得													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

水道ビジョン（平成 22 年度～平成 31 年度）

市民協働への取り組み

地球環境保全を考え、実践する市民を目指し、節水などを通じた環境保全の意識を醸成します。

政策 7：くらし充実 快適がゆきとどくまち

施策 4：循環する水資源の適正利用

2：衛生的で快適な下水道の整備

基本方針

下水道の供用を開始している区域のうち、下水道への未接続家庭については、普及促進を図るため戸別訪問を実施し、快適な住環境の創出を図ります。

また、下水道施設の経年劣化に伴い、管路の長寿命化を図るため、長寿命化計画を策定し、計画的に下水道管調査を実施し、必要な改築と修繕を推進します。

大規模な地震などの災害が発生した場合に、幹線となっている下水道管路と避難場所や緊急輸送道路に埋設されている管路を守るため、これらの重要な下水道管路の耐震化を図ります。

施策をとりまく環境

供用を開始している区域での下水道への未接続家庭については、下水道への理解を得るために戸別訪問による普及促進に努める必要があります。

また、下水道の未整備地区の整備とあわせ、指定避難場所や緊急輸送指定道路の下水道管の耐震化、老朽化した下水道管路の定期的な施設点検による長寿命化に務める必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
処理区域面積	ha	990	1,087	下水道処理区域の拡大による快適な住環境の整備
下水道普及率	%	90	96	普及率増加による快適な住環境の整備
耐震化整備計画管路整備率	%	0	100	下水道管の耐震化による安心安全な住環境の整備

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
水洗化向上対策の実施													
管路の長寿命化改修工事の実施													
污水管の布設工事の実施													
耐震化整備計画に基づく管路改修工事の実施													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

下水道施設長寿命化計画（平成24年度～）

市民協働への取り組み

公共下水道への理解と早期の接続を促すために普及活動を行い、快適な住環境を整えます。

政策7：くらし充実 快適がゆきとどくまち

施策4：循環する水資源の適正利用

3：水道事業と公共下水道事業経営基盤の強化

基本方針

将来にわたり、安心して使用することのできる水を安定的に供給するとともに、河川や水路などの公共用水域の水質改善や生活環境の向上に寄与するため、上下水道事業の整備推進に努めます。

また、上水道事業においては、効率的でより健全な事業経営や使用料の適正化を図るため、経営基盤の強化を目的とした地方公営企業会計^{※45}方式への転換を図ります。

施策をとりまく環境

近年の節水意識の高まりや、節水器具の普及などにより、これまでの普及拡大中心の事業運営から、健全な水資源の循環を目指した持続可能な経営への移行が求められています。

特に、下水道事業においては、現在、官公庁会計方式を適用しており、事業コストや資産などの経営基礎情報について、的確に把握することが難しい状況にあります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
下水道特別会計 ^{※20} から地方公営企業会計への転換率	%	0	100	会計方式転換の進捗率

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
下水道特別会計から地方公営企業会計への転換													

市民協働への取り組み

これからの上下水道事業における会計方式の統一により、効率的な事業運営を進めるとともに、適正な使用料金の算定や財政状況などについて、需要者に広く情報を提供することで理解を求め、信頼ある事業運営に努めます。

8 住み続けたい！をみんなの声でつくるまち【行財政運営】

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

施策 1：開かれた市政の推進

1：広域行政サービスの拡充

基本方針

消防や公立病院、廃棄物処理、斎場、下水道処理の運営など、本市の行政区域だけではなく、広域的に取り組んでいる行政サービスについて、引き続き近隣市町と協力して運営を進めます。

また、住民間の交流や行政間の交流を深め、スケールメリット^{*35}を活かした、生活、文化圏の実態に基づいて、石川中央都市圏の魅力向上を図ります。

さらに、近隣市町との連携の促進により、新たに取り組むべき広域的な行政サービスについて積極的に検討します。

施策をとりまく環境

本市は、隣接する金沢市、白山市やかほく市、津幡町、内灘町とともに、石川中央都市圏を同一の生活圏として、ともに協力しながら広域的な行政サービスを提供しています。

また、石川中央都市圏以外の市や町とも、一部事務組合として共に協力をしながら、行政サービスを提供しています。

平成22年国勢調査結果における石川中央都市圏の人口は、石川県の総人口の6割を超える県内最大の生活圏です。

クルマ社会の進展や交通網、情報通信手段の発達などにより、圏域の市民、町民の日常生活圏域は拡大しており、これからも関係市町と協力して行政サービスを充実することが必要です。

また、行政に対するニーズ拡大により、広域的に取り組むべき課題について、近隣市町との連携のもと調査研究を行い、継続、発展します。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
一部事務組合への職員派遣数	人	1	1	広域的な事務を行うための人的支援の維持
広域行政サービスの研究と拡充	事業	8	9	圏域に生活する住民に対する広域的な行政サービスの拡充

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
広域行政窓口サービス													
災害時における相互応援													
新たな広域行政サービスの研究													
圏域における公共交通のあり方研究													

市民協働への取り組み

公共施設や図書館の相互利用など広域的に取り組んでいる行政サービスの提供とともに、石川中央都市圏や、石川県民として同じ地域に生活する住民として意識の醸成を促します。

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

施策 1：開かれた市政の推進

2：窓口サービスの向上

基本方針

多くの市民が訪れる窓口は、最良のサービスを提供する便利で快適な窓口でなければなりません。

公的な身分証明書として利用できる住民基本台帳カードの普及を図り、また、年度末や年度始めなど、多くの市民が休暇の際に臨時窓口を開設するなど、窓口の混雑緩和や利便性の向上に努めます。

また、窓口を訪れる市民からの意見を参考にしながら、窓口サービスのあり方について検討を行い、さまざまな申請書の簡素化や電子化を促進し、市民が手続きを行う際の負担軽減を図ります。

施策をとりまく環境

窓口を訪れる市民にとって、便利で快適な窓口とはどのような窓口かを検討し、実現する必要があります。

また、住民基本台帳カードの利用普及は、国の方針に沿った電子自治体^{*50}の構築と今後の新しい行政サービスの展開を図る上での基盤となりますが、住民基本台帳カードの普及率は約2%と低迷しており、普及活動を行うにあたり住民基本台帳カードを多目的に利用できるよう検討します。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
住民基本台帳カードの発行枚数	枚	1,100	3,000	窓口の混雑解消による市民満足度向上

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
住民基本台帳カードの多目的利用の検討													
臨時窓口・出張窓口の実施													
窓口サービスのあり方の検討													

市民協働への取り組み

市民にとって便利な窓口とはどのような窓口なのかについて検討するにあたり、市民と行政が共に知恵を出し合いながら窓口のあり方を考えます。

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

施策 1：開かれた市政の推進

3：親しみのある広報広聴活動

基本方針

広報紙、ホームページ^{※68}、ケーブルテレビやコミュニティ^{※24} ラジオによる広報番組の充実を図り、市民の意見を反映した親しみのある情報提供に努めます。

広聴活動では、市政ふれあいミーティングや市政バスの実施、市ホームページの”ご意見ご提案”など、さまざまな機会を通じて市民の声の収集に努め、市政に反映させることを進めます。

広報紙やインターネットなどを始めとする情報媒体を活用して、市民への積極的な情報提供に努め、市民向けメール配信サービスの内容を充実するなどにより、市政への関心の高揚を図ります。

施策をとりまく環境

情報化社会の急激な発展によって、市民の情報収集の方法が多様化しています。

広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティラジオが持つそれぞれの特長を活かしながら、市民のライフスタイル^{※75}の違いに応じた広報活動に努めます。

また、放送と通信のデジタル化によって、高度化する情報通信技術を活用した多様な情報発信のあり方を検討していきます。

市民と行政が共に力をあわせてまちづくりを進めるためには、市民からの建設的なご意見を行政に提案できる場を多く持たなければならないことから、市民提案箱や市民アンケートの実施などを通じて広聴活動の充実を図る必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市公式ホームページのアクセス数	万件/年	159	200	市政への関心度の向上
市政ふれあいミーティング開催数	回/年	12	12	市民と市長の直接の対話による市政への関心度の維持

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画						
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
広報紙の発行・ホームページの運営														
広報番組の制作・放送														
市政ふれあいミーティング・市政バスの実施														

市民協働への取り組み

市民への市政情報提供、市民からのご意見をお聞きすることを通じて、広報や広聴活動への市民参加と参画^{※30}を促し、市民協働^{※16}による広報と広聴活動を促進します。

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

施策 1：開かれた市政の推進

4：積極的な情報提供

基本方針

市民とともに市政を運営するためには、積極的な市政情報の提供や、市民からの意見を伺うことが、市民協働^{※16}のまちづくりを目指すにあたって重要な視点となります。

市が設置する審議会や委員会などへ市民の積極的な参画^{※30}を促し、施策や事業の企画段階から市民の意見を反映できるように努めます。

また、パブリックコメント^{※62}の実施により、計画や事業の形成過程における公正性や透明性を確保するとともに、情報公開制度を引き続き運用し、市民の知る権利の確保と行政の説明責任を果たすことを推進します。

施策をとりまく環境

まちづくりへの市民参画促進と、市民満足度の最大化を目的とした行政運営を行うためには、積極的に行政情報を提供するという行政としての姿勢を示す必要があります。

行政情報を随時発信できるホームページ^{※68}の積極的な活用や、報道機関への情報提供のあり方についても見直しを図る必要があります。

行政のこうした姿が、市政の透明性を高めるとともに、市民と行政の連携強化につながっていきます。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市民向けメール配信サービス 発信回数	件/年	100	120	市政に関する情報を入手したいと考える市民の増加
報道発表件数	件/年	212	300	報道機関への市政情報提供による広報活動の向上
パブリックコメント 1 件あたりの 平均意見数	件	19	30	市の政策に市民が自発的な関わりの増加と広聴活動の向上

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
市民向けメール配信サービス													
報道機関への情報提供													
情報公開制度の運用													

市民協働への取り組み

行政から市民への積極的な情報提供によって、市政のあり方を共に考え、共に運営していくという考え方を促し、市民協働^{※16}のまちを創ります。

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

施策 1：開かれた市政の推進

5：コンプライアンスの徹底

基本方針

法令の順守、組織倫理の徹底、社会規則に則ることなど、コンプライアンス^{*26}を徹底することが、市民の信頼を得るため要であると位置づけ、庁内体制の整備を図ります。

組織を健全に運営していくため、職員一人ひとりの倫理観の向上を図り、市民の信託に応えられる公正で質の高い行政サービスの提供を推進します。

施策をとりまく環境

コンプライアンスとは、一般的には法律や規則を守ることを指します。

しかし、市職員として、単に法令さえ守っていれば良いということではなく、法令の目的を理解したうえで、市民や地域からの要請にどのように応えるか、また、どのように行動するのが重要であり、広くは誠実な対応や対象者の期待に応えることを意味します。

社会状況の変化が大きい中、市政運営にあたっては一層の透明性の向上を図るとともに、公正な職務対応が求められます。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
コンプライアンスの推進体制	%	0	100	法を遵守する職員の教育と研修などを通じた体制の整備率
庁内、外部からの公益通報件数	件	0	0	コンプライアンスに対する通報件数の維持

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
庁内公益通報窓口の設置と周知													
職員倫理条例の熟知と遵守の徹底													
懲戒指針の厳格で公正な運用													
職員向けのコンプライアンス研修の実施													

市民協働への取り組み

市職員の言動や業務遂行状況を注視し、また、不正を絶対に行わないなど庁内での機運を徹底し、市民に信頼される公正な行政サービスを遂行することにより、市民からの信託を得、市民とともに市政を運営する市職員を育成します。

政策 8 : 住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

施策 1 : 開かれた市政の推進

6 : 時代に応じた行政機構づくり

基本方針

実行力のある柔軟な業務執行体制を確立するため、施策の動向や市民ニーズに応じた事務分掌の見直しや、市民にとって分かりやすい組織づくりを最優先とした、行政主体ではなく、市民目線による組織づくりと、部署の統合、再編などを図ります。

また、庁内分権の推進と本市の最高意思決定機関（庁議）での決定を迅速化し、時流に沿い、新たな課題にも即応できる行政機構づくりを推進します。

施策をとりまく環境

多様化、複雑化が進む行政課題に的確に対応するためには、組織の縦割り構造の弊害を解消し、部署間の連携を強化した実効性の伴う横断的な行政機構づくりが必要です。

今後10年間（定年延長の場合14年間）で約3割の職員が定年退職を迎える状況にある中で、将来の職員構成に見合った組織機構の見直しは差し迫った課題です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
退職者補充の割合	%	100	100	退職者数に対する新規採用者数の維持

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
組織機構再編成の検討と評価													
組織機構の見直し（随時検討）													
職員の計画的な配置による定員適正化													

市民協働への取り組み

多様化、複雑化する市政へのニーズを的確に把握し、そのニーズに併せて柔軟に組織機構を見直すことにより、市民が真に必要なとしている行政サービスを提供することにより、市民の信託を得、市民とともに市政を運営する組織機構を作ります。

政策 8 : 住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

施策 2 : 人材育成の推進

1 : 人材育成を目的とした人事システム

基本方針

組織力の向上に向けて、時代に即した行政組織機構に適正な人員配置を行い、職員の仕事への熱意を向上させ、その能力を最大限に発揮する人事異動を進めます。

また、採用後 10 年程度の若手職員の育成にあたっては、計画的な人事異動を行い、異なる分野の業務を経験させることで、幅広い視野と能力を養成し、適正を見極めることを推進します。

昇任昇格や人事処遇の透明性を高め、職員のやる気を引き出す、人材育成に主眼を置いた一貫性のある人事システムを検討します。

施策をとりまく環境

組織が有効に機能するためには、優秀な人材の育成は欠かせません。

地方分権や行政改革が進む中、すべての市職員の職務に対する自発的な行動を促すとともに、組織として職員が持つ潜在能力を引き出すための仕組みづくりが必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
若手職員の 3 職場経験者の割合	%	82	100	採用後の 10 年間で 3 つ以上の職場を経験した若手職員の割合増加

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
職員の希望調査の実施と人事反映													
人事システムの研究、構築													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

人材育成基本方針（平成 24 年度～）

市民協働への取り組み

多様化する市政へのニーズを的確に把握し、市民が真に必要としている行政サービスを的確に提供できる職員の育成により、市民協働^{*16}のまちづくりの一助を担います。

政策 8 : 住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

施策 2 : 人材育成の推進

2 : 優秀な人材の確保と育成

基本方針

新たに市職員を採用するに当たっては、あらゆる分野に対応ができる将来性を期待できる人材に加え、より高い専門知識を持ち即戦力と成り得る人材の確保を図ります。

人材育成のための研修体系を総合的に整備し、職員が自身の可能性と能力を最大限に発揮することができるよう、多様な研修を受講するこちができる体制の整備を推進します。

また、本市の特性に見合った適正な人事評価制度の確立を目指し、評価結果を客観的、具体的に人材育成につなげるため、評価者研修の定期的な実施により、適正な評価を行う体制づくりを推進します。

施策をとりまく環境

行政改革や職員定数の適正化などにより、新たな職員採用を抑制する一方で、地方分権の進展により業務は拡大、専門化する傾向にあり、より一層の少数精鋭化が求められています。

職員には、高度な専門的能力とあらゆる分野における政策形成能力が求められているため、これらをも高めるための積極的な研修参加や自己研鑽が必要です。

市政の運営を担う能力を持つ職員の育成と、その職員を評価する適正な人事評価制度の確立は、単独での市制を選択した自治体として最も重要な課題です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
専門資格取得者の割合	%	4	25	資格取得者数の割合の増加による職員の資質向上
研修計画による自己啓発研修参加人数	人	15	20	職員の資質向上
評価者研修の定期的な実施	回	1	1	適正な評価による職員の熱意向上

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
専門資格取得者などの採用の検討													
職員採用における学歴別採用枠の設定													
本市の特性に見合った独自研修の実施													
研修計画にいる自己啓発機会の促進													
人事評価制度の研究・制度設計													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

人材育成基本方針（平成24年度～）

市民協働への取り組み

経験者の採用や、専門資格を取得している人材を確保し、即戦力として速やかに市民ニーズへの対応を行い、市民とともに市政を運営する組織を作ります。職員が、本市に必要な考え方などを身に付ける機会を充実し、職員の自己啓発を促すことにより、市民が真に必要なとしている行政サービスを的確に把握できる職員を育成します。

政策 8 : 住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

施策 3 : 安定した行財政運営の推進

1 : 財源の確保

基本方針

税は、社会の運営に必要な費用を、その地域の国民から広く負担をしていただくものです。

市民の納税意識の高揚、徴収体制の強化を図り、悪質な滞納者には差押え処分など法的措置を行うなどにより、収納率の向上を目指します。

また、新たな財源確保の検討と、増収対策と徹底した経費の縮減を行とともに、受益者負担の原則に基づく使用料、手数料の見直し、市有財産の積極的な活用など、新たな収入確保策の検討、導入を行い、負担の公平性を確保するとともに、自主自立の市政運営を担保する自主財源の確保に努めます。

施策をとりまく環境

自主財源の中心である市税の伸びが鈍くなる中で、経常的経費の増加などにより財政構造は硬直化しつつあります。

また、地方交付税については、制度の見直しにより縮小が進み、市の財政状況は財政調整基金の取り崩しが迫られるなど、厳しい状況にあることから、安定した自主財源の確保として、市税の収納率を量ることが必要です。

また、事業の残地などについては、用地の処分を含め有効活用を行います。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市税の徴収率（現年度課税分）	%	97.9	98.3 以上	近隣市の平均値以上

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
市税徴収率の向上、滞納処分の強化													
徴収体制の強化													
使用料・手数料の見直し													
事業残地等の有効活用													

市民協働への取り組み

地方分権が進展し、自分たちのまちは自分たちで創るという考えのもと、自主自立の市政運営を担保する自主財源の確保に努めます。

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

施策 3：安定した行財政運営の推進

2：安定した財政運営の推進

基本方針

新たな視点による財政分析と中長期的視野に立った財政見通しの作成、公表により、健全で持続可能な安定した財政運営を推進します。

また、市民への情報提供に努め、透明度の高い財政運営を推進します。

市民と行政の協働^{※16}や、協調、役割分担による効率的、効果的な行政経営により、本市の独自性を活かした施策を戦略的に推進します。

施策をとりまく環境

人口減少と少子高齢化により日本経済が縮小し、市税の伸びの鈍化や地方交付税の削減などにより、市財政が硬直化する傾向にあります。

一方、地方分権の進展により、国や県から市への権限委譲が進み、本市の行政としての責任がこれまで以上に増加していきます。

このような中、目指すべき将来都市像を実現し、山積する行政課題を着実に克服するためには、政策的にも財政的にも自立した行政経営を行っていく必要があります。

公平な課税や収納率の向上を進めつつ、徹底した経費の縮減や効果的な財源配分を行うとともに、市民に対して中長期的な財源見通しを示し、市民との信頼関係に基づく健全で持続可能な財政運営を進めていくことが求められています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
実質公債費比率	%	9.4	15.0 以内	公債費による財政負担の程度を表す比率 18%以上で地方債の発行に一定の制限がかかる
将来負担比率	%	22.5	130.0 以内	自治体が将来負担する借金などの1年間の収入に対する比率 350%になると黄信号
経常収支比率	%	91.8	98.0 以内	財政構造の弾力性を判断するための比率 高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
新たな視点による決算分析													
中長期財政見通しの作成													
地方債残高の抑制													

市民協働への取り組み

本市が行う財政運営の推進状況を市民が確認することができるように、積極的な情報提供に努め、市民が本市の置かれている状況を認知し、市民や団体、企業、行政がそれぞれの役割を担い、市政を運営する市民協働のまちを創ります。

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

施策 3：安定した行財政運営の推進

3：行政情報化の充実

基本方針

さまざまな行政手続きや施設を利用する際の手続きの電子化を推進するとともに、庁内の事務処理の電子化を推進し、事務の迅速化と効率化を図り、業務方法の見直しを推進します。

また、他市町と連携した広域的な情報システムの運用について、国や県の動向を見極めながら調査研究を進めます。

市職員の情報セキュリティ対策については、パソコンやインターネットなどを活用した研修により、情報セキュリティ意識や情報活用能力の向上に努めます。

施策をとりまく環境

情報システムの構築や運用、行政サービスの電子化を推進するには、多額の経費が必要とされることから、その費用対効果を見極め、効果のある情報システムを構築する必要があります。

また、大切な個人情報の流出や漏洩など、重大なセキュリティ事故が発生することを未然に防ぐため、厳重な情報セキュリティ対策と職員の情報活用能力の向上を図る必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
申請書類の電子化件数	件	1	5	申請書類の電子化による市民の利便性向上

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
電子的な行政サービスに対する市民や企業のニーズ調査													
情報セキュリティ診断の実施													
情報セキュリティ研修の実施													

市民協働への取り組み

行政内部の情報化を進めるためには、その費用対効果について十分な効果が発揮されることを見極める必要があります。効果的な情報技術の活用方策を、行政改革の推進と連携して、市民からの意見を伺いながら進めます。

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

施策 3：安定した行財政運営の推進

4：教育委員会施策の推進と評価

基本方針

教育委員会は、市長から独立して設置される合議制の執行機関として、6名の教育委員で組織されています。

知・徳・体の調和がとれた児童生徒の育成を目指すとともに、一人ひとりが、お互いの個性や人間性を尊重しながら、生涯にわたって自らの人間形成に励み、平和で豊かな地域社会づくりに貢献できる市民の育成を目指します。

また、教育委員会の基本計画である“教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）”を推進し、施策や事務事業の点検と評価を行い、その成果や課題を踏まえて、市民に求められる教育行政を推進します。

施策をとりまく環境

学校教育、生涯学習、スポーツや文化芸術の振興など、教育委員会が行う施策に対する市民ニーズは増加する傾向にあります。

市民より求められる施策を実行するため、ニーズを的確に把握し、教育委員会が行う施策や事務事業の点検と評価を通じて、効果的な教育行政を進めることが求められています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
教育ユニバーサルプランの達成度	%	0	100	プランの達成割合

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
教育ユニバーサルプランの施行													
教育委員会の事務事業の点検と評価													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）（平成24年度～平成33年度）

市民協働への取り組み

教育委員会が行う施策や事務事業の点検と評価を実施し、市民からの意見、提言をいただきながら、市民本位の施策と事務事業を展開します。

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

施策 3：安定した行財政運営の推進

5：行政改革の推進

基本方針

行政改革大綱（第5次）に示す目標の達成に向けて、全庁体制をもって行政改革に取り組み、戦略性のある明確な施策実施の目的と高いコスト意識を持ち、成果を重視した効率的な行財政システムの確立を推進します。

職員が改革意識を持って自己変革に努める職場風土を育成するとともに、運営効率や公共性の観点から、民間での対応が望ましい分野については、行政責任の確保を踏まえた上で民間への委託を検討します。

行政改革の推進を通じて、最少の経費で最大の効果を挙げるため、市民満足度の最大化を最優先に考えた行政運営と、社会環境に柔軟に対応できる新しい行財政システムの構築を図ります。

施策をとりまく環境

少子高齢化、環境問題、行政ニーズの高度化や多様化などの社会情勢の変化により、本市の行財政運営の舵取りは厳しさが増えています。

また、今後さらに拡大する地方分権に対応するため、自らの責任で真に市民に必要とされる行政サービスを提供するために、市民本位の行政運営を、より一層推進する必要があります。

本市では、“市民視点”、“市民協働^{※16}”の観点に基づき、野々市らしさを活かした個性豊かなまちの実現のため、地域固有の課題や多様化する市民ニーズに応えられる、効率的で効果的な行財政運営と、自主自立した公共経営が求められています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
行政改革大綱実施計画の達成度	%	0	100	行政改革大綱実施計画の達成割合

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
行政改革大綱（第5次）の進行管理													
行政改革大綱（第6次以降）の策定と進行管理													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

行政改革大綱（第5次）（平成23年度～平成27年度）

市民協働への取り組み

行政改革に真摯に取り組み、行政改革推進委員として本市の行う行政改革への参画^{※30}、またはパブリックコメント^{※62}を通じて、意見や提言をいただくことにより、開かれた行財政の運営を行います。

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

施策 3：安定した行財政運営の推進

6：総合計画の進行管理

基本方針

本市の最上位計画であるこの総合計画に示す32施策の達成度や進行状況を把握することにより、施策の適正な進行管理を図り、8つの政策と将来都市像である”人の和で 椿十徳 生きるまち”の実現を目指します。

また、施策の達成度などを把握し管理するにあたっては、行政評価を活用し、将来都市像を達成するために必要とされる施策であるかどうかについて、評価と検証による明確化を図ります。

総合計画に基づき、市民の活力がみなぎり、魅力にあふれ、住んでみたい、住み続けたいと考えてもらうことのできるまちを創ることを推進します。

施策をとりまく環境

この総合計画は、本市のまちづくり全体に及ぶ本市の最も重要な計画であり、市政運営の基本となる、まちづくりの指針となるものです。

この計画には、本市が目指す将来都市像が描かれており、野々市らしさの追求と、市民満足度の最大化を目指し、将来都市像を達成しなければなりません。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市政に対する市民満足度	%	94	96	市政に満足する市民の割合 (市民意識調査)

施策を実現する手段

事業名	年度	前期基本計画						後期基本計画					
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
行政評価の実施													
事業実施計画の策定													
市民意識調査の実施													
後期基本計画の策定													
基本計画の総括													
総合計画に関する職員研修													
次期総合計画の策定													

○分野別計画（策定予定の計画を含む）

野々市市第1次総合計画（平成24年度～平成33年度）

市民協働への取り組み

市民、各種団体、企業と行政が共にその役割を認識し、力を合わせてまちを創るという考え方を育み、全員で住み心地一番のまちを目指します。

用語の解説

英数字

1【NPO】

Non Profit Organization（民間非営利組織）の略語で、株式会社や有限会社と違い、営利を目的としない団体です。特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「NPO法人（特定非営利活動法人）」と呼ばれます。

本市内には、自然保護、国際協力、スポーツに関するNPO法人があります。

2【PETがん検診】

Positron Emission Tomography（陽電子放射断層撮影装置検査）の略語で、がんの早期発見や再発の有無の診断に極めて有用な検査方法です。

本市の公立病院である公立松任石川中央病院PETセンターで実施しています。

ア行

3【アダプトプログラム】

「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃や除雪などの活動を行い、行政がこれを支援する仕組みです。

本市では平成14年度より、この制度を導入しています。

4【異業種交流】

新たな製品開発や事業展開を生み出すために、事業分野の違う企業や人が交流し、情報交換や共同研究をすることです。

5【インキュベーション】

設立して間もない新企業に、国や地方自治体などが経営技術・金銭・人材などを提供し、育成することです。

6【インキュベータ】

起業に関する支援を行う者（事業者）のことで、広義には起業支援のための制度、仕組み、施設などを指します。

いしかわ大学連携インキュベータ（i-BIRD）は、ライフケア、医療、環境、食品等分野の事業化をサポートする、起業家育成賃貸（インキュベーション）施設です。

7【ウォームビズ】

冬場、会社員や公務員などが暖房の設定を低めにして仕事ができるよう、重ね着をしたり膝掛けを用いたりすることです。

8【温室効果ガス】

地球に温室効果をもたらすガスのことで、二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素・フロンなどを指します。

本市では、庁舎をはじめとする公共施設全般の温室効果ガスの削減目標を設定した「第1次地球温暖化対策実行計画」を平成22年3月に策定し、地球温暖化防止に向けた取り組みを積極的に推進しています。

カ行

9【ガイダンス】

不慣れで事情のわからない者に対して、初歩的な説明をすることです。案内、手引き、また、そのための催しなどをいいます。

10【街頭犯罪】

主に街頭で発生する犯罪の総称。車上ねらい、自転車盗・自動車盗、路上強盗、スリ、ひったくり、落書きなどのことです。

本市は、ここ数年は凶悪犯罪を含めた全体的な犯罪発生件数は減少していますが、残念ながら「街頭犯罪」の人口千人当たりの発生件数は高くなっています。

11【環境浄化活動】

ピンクビラの撤去・有害図書の販売や少年にとって有害と思われる営業の自粛要請など、青少年に悪影響を及ぼす社会環境を改善するため、少年補導委員や地域の人々の理解と協力を得て行う活動のことです。

12【基幹管路】

導水管（井水取水用）、送水管（県水受水用）、配水本管（口径300mm以上の直接給水装置を分岐しない配水管）の主要管路のことです。本市では、手取川ダムを水源に、鶴来浄水場からの送水管から取水しています。

13【危機管理意識】

大地震などの自然災害や、不測の事態に迅速・的確に対処できるよう、事前に準備しておく諸政策のことです。

14【居住水準】

住民がゆとりある生活を営めるように、国の住宅建設五箇年計画などで定めている住宅の面積に関する水準のことです。

15【狭あい道路】

対面通行の場合は自動車同士のすれ違いができない、一方通行の場合は自動車の通行ができないほど道幅の狭い道路のことです。主に幅員4m未満の道路を指します。

16【協働】

役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制のことです。

“市民協働”は、市民、町内会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、そして連携と協力をすることです。

17【クールビズ】

夏場、会社員や公務員などができるだけ涼しく仕事ができようように軽装になることで、併せて冷房の温度を高め設定します。

本市では例年、6月の衣替え時に行っています。

18【グリーンカーテン】

つる性の植物で建物を覆う壁面緑化のことです。

一般の家庭や店舗、学校などでも見受けられるようになっています。

19【形骸化】

誕生・成立当時の意義や内容が失われたり忘れられたりして、形ばかりのものになってしまうことです。

20【下水道特別会計】

下水道事業に係る特別会計のことで、「特別会計」とは、行政の事務事業の中でも、特定の事業を行う場合に、その特定の歳入歳出をもって運営される事業について、一般会計とは別に設置されるものです。

21【権利擁護】

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害のある方に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことです。

22【広域幹線道路】

都市間などの長い距離や広い範囲を移動する広域的な交通を処理する道路（自動車専用道路、一般国道、主要地方道）の総称です。

本市では、国道8号、国道157号、主要地方道金沢小松線が、これに該当します。

23【コーディネート】

各部を調整し、全体をまとめることです。

24【コミュニティ】

共同の社会生活の行われる一定の地域または集団のことです。

25【コミュニティバス】

市民の移動手段を確保するために市内を運行する路線バスで、本市では“のっティ”がこれに該当します。

26 【コンプライアンス】

法令遵守のことです。特に、企業や自治体が経営や活動を行ううえで、法令や各種規則などのルール、さらには社会的規範などを守ることを指します。

サ行

27 【サークル】

関心や趣味を同じくする人の集まり、同好会のことです。

28 【災害廃棄物】

地震や洪水などの災害によって、倒れたり焼けたりした建物の解体撤去に伴い発生する廃棄物のことです。がれき類や木くず、コンクリート塊、金属くずなどが該当します。

29 【里親制度】

アダプトプログラム（前述 3）のことです。ここでは、道路や公園、河川、公共施設などを地域の住民・団体が清掃・管理などをする取り決めを行う際に「道路里親」「公園里親」などの名称で「養子縁組」をすることを指します。

30 【参画】

政策や事業などの計画に加わることです。「市民参画」とは、地域政策の計画立案、意思決定において、市民と行政との意見交換、合意形成を行うことです。

31 【産学官】

産業（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方自治体）の三者を指します。本市では、産学官連携事業（産＝市内酒造会社、学＝石川県立大学、官＝野々市市）により、純米吟醸酒「ichi 椿」がつけられるなどの取り組みを行っています。

32 【地場農産物】

地域（地元）で生産された穀類・野菜・果物・茶・畜産物などのことです。

本市には、キウイやカブラ、ヤーコンなどがあります。

33 【市民農園】

一般的に、サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいをづくり、児童や生徒の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

34 【循環型社会】

大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする社会のことです。

35 【スケールメリット】

同種のもものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点のことです。特に経済では、経営規模が大きいほど生産性や経済効率が向上します。

36 【生物多様性】

生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在することをいいます。

37 【自主防災組織】

自主的な防災活動を実施することを目的とし、町内会などの地域住民を単位として組織された任意団体を指します。

38 【集約型都市構造】

都市圏内の一定の地域を集約拠点（都市機能の集積を促進する拠点）として位置付け、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通網で有機的に連携させる都市構造です。

39 【食育】

心身の健康の基本となる「食」に関する教育を行うことです。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践するための能力を育てようとするものです。

40【人権擁護委員】

昭和24年（1949）制定の人権擁護委員法に基づき、国民の基本的人権の侵犯を監視・救済し、人権思想の普及・高揚に努める委員のことです。

夕行

41【多重債務】

複数の消費者金融や信販会社などから借り入れることです。特に、すでにある借金の返済のために別の業者からさらに借り入れ、借金が増え続ける状態をいいます。

42【団塊の世代】

第二次大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代で、具体的には1947年から1949年頃に生まれた世代のことです。

43【男女共同参画】

女性と男性が、互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して社会に参加するという考えのことです。

44【地産地消】

「地元生産・地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味です。

市立小学校と中学校の給食は、本市や石川県産の食材も使って作られています。

45【地方公営企業会計】

地方公共団体の経営する上下水道事業などの公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保健事業及び公立病院事業などに係る会計の総称のことです。

46【中核農家】

農林水産省の定義では、「16歳以上60歳未満の男子で、年間自家農業従事日数が160日以上のある農家で、市場メカニズムを重視して、市場競争に耐えられるよう、高い生産性と農業所得を実現できる農業経営体のこと」とされています。

47【超高齢社会】

高齢化率（人口に占める65歳以上高齢者の割合）が20%を超えた社会のことです。これに対して、「高齢化社会」は高齢化率が7%以上の社会、「高齢社会」は高齢化率が14%以上の社会をいいます。

本市の高齢化率は、平成23年5月末現在15.23%で、高齢社会にあたります。

48【通過交通】

ある地域を車や徒歩などで通る際、ただ通過するだけで直接その地域に用事のない交通のことです。

49【低炭素社会】

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造や生活様式を変えることで低く抑えた社会のことです。

50【電子自治体】

情報通信技術を利用して、市役所内での業務における様々な事務手続きを効率化し、市民の利便性向上を図った地方自治体のことです。

51【特定健康診査】

医療保険者が、40～74歳の加入者を対象として実施する、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査のことです。

52【特定保健指導】

特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対し、生活習慣改善にむけて、保健師や管理栄養士などが行う指導のことです。

53【特別支援教育】

障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導と必要な支援を行うことをいいます。

54【都市型近郊農業】

消費地（都市）との近さを活かして、都市の近郊で行われる農業のことで、一般的に野菜・花卉(かき)・植木・鶏卵などの品目があります。

55【都市計画道路】

都市の骨格を形成するとともに、都市の交通体系の根幹となる道路であり、将来の都市の発展状況や交通需要などに対応するよう、都市計画法に基づいてあらかじめルート、位置、幅員などが決められます。

本市の都市計画道路は38路線、総延長48,170mを都市計画決定しており、主に土地区画整理事業と併せて整備が進められました。

56【都市計画マスタープラン】

都市計画法に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、将来の具体的な土地利用に関する規制や個別の事業を立案する上での指針となるものです。

57【土地区画整理事業】

道路や宅地が不足していたり、宅地の形状が不整形で土地利用上好ましくない場所を、道路、公園、河川などの公共施設の整備と同時に個々の宅地まで含めて整備する総合的なまちづくりの方法です。

本市では、昭和40年代後半から急速な人口増加と並行して土地区画整理事業が多く施行され、これまでに事業を完了あるいは実施中の地区は28地区で、その総面積は約529haです。

58【ドメスティックバイオレンス】

家庭内における暴力行為のことです。夫婦間や恋人など近しい関係にある者への暴力を指し、身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含まれます。

ナ行

59【二級河川】

一級河川（原則として国が管理している特に重要な河川）以外の重要な河川で、都道府県知事が指定したものです。

本市にある二級河川は、安原川、馬場川、十人川、木呂川、高橋川です。なお、石川県内の一級河川は、手取川と梯川です。

60【ニュースポーツ】

競技性を重視せず、誰でも参加できることを目的としたスポーツの総称です。

本市では、「さわやかスポーツフェスティバル」や「ニュースポーツ体験会開催」などを通じて普及に努めています。

61【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む）のことです。

ハ行

62【パブリックコメント】

行政が政策や計画などを立案するにあたり、募集する市民からの意見そのものを指し、または、市民からの意見を汲み取って政策決定に反映させる機会を持たせる制度のことです。

本市では、平成21年に「パブリックコメント実施要綱」を制定し、基本的な施策の策定や条例等の制定・改廃を行う際に、事前に策定案等をホームページなどで公表し、広くご意見をお聴きし、いただいたご意見を考慮して意思決定を行っています。

63【バリアフリー】

障害のある人や高齢者を含むすべての人が、あらゆる分野の活動に平等に参加する上で、様々な障害が取り除かれ、安全かつ快適な生活を送ることができるようにすることをいいます。

64【非正規労働者】

雇用者のうち正規雇用でない者、正社員以外の就業形態をとる者をいいます。一般に契約社員、嘱託社員、派遣労働者、パートタイム労働者、アルバイトなどが該当します。

65【ファミリーサポート事業】

乳幼児や小学生など児童を持つ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。

本市では、平成18年からファミリーサポートセンター（子育て支援センター菅原内）で実施しています。

66【プロジェクト】

何らかの目標を達成するための計画のことです。

67【文化遺産】

将来の世代へと伝承していくべき価値のある文化・文化財のことです。

本市は、御経塚遺跡、末松廃寺跡、喜多家住宅などの国指定文化財をはじめ、野々市じょんから節などの市指定民俗文化財などを、数多く有しています。

68【ホームページ】

一般的にウェブページ（インターネット上で公開されている文書）やウェブサイト（複数のウェブページの集まり）全体を指す意味として用いられます。

マ行

69【まちづくり基本条例】

住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例のことで、「自治体の憲法」とも言われています。

70【緑の基本計画】

都市緑地法に基づき市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称で、緑地の保全や緑化の推進に関する将来像、目標、施策などを定めます。

ヤ行

71【有効求人倍率】

公共職業安定所に申し込まれている求職者数に対する求人数の割合のことです。

72【遊休農地】

耕作（田畑を耕し、作物を作ること）に使用されておらず、かつ、今後も引き続き耕作の目的に使われる見込みのない農地のことです。

73【ユニバーサルデザイン】

人種、性別、年齢、身体的特徴などに関わらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインするという考え方のことです。

74【ユビキタスネットワーク社会】

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに繋がることにより、さまざまなサービスが提供される社会のことです。

ラ行

75【ライフスタイル】

生活の様式・営み方、また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のことです。

ワ行

76【ワークライフバランス】

仕事と家庭生活の調和をいいます。やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方です。

本市では、石川県の「ワークライフバランス企業知事表彰」を受賞した民間企業があるなど、官民ともに取り組みが進んでいます。

